

令和2年第2回(6月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	令 和 2 年 6 月 5 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 2 年 6 月 5 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀 4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子 6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎 8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三 10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男 12番 高 岡 進 13番 伊 藤 勇 二
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121 条の規定により説 明のため出席した 者の職氏名	町 長 森 宏 範 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 辰 己 政 行 こども未来創造部長 坂 田 達 也 環 境 整 備 部 長 佐 藤 忍 水 道 部 長 橋 和 成 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長 大 津 和 之

行政委員	選挙管理委員会委員長	田 淵 友 一
	代表監査委員	瓜 生 英 明
	公平委員会委員長	伊 東 良 隆
	農業委員会会長	下 村 修
	固定資産評価審査委員会委員長	瀧 川 忠 雄
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	大 内 美 香
	議会事務局長補佐	高 間 洋 光
町長提出議案の題目	同意第 3 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 4 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 5 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 6 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 7 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 8 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 10 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 11 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 12 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	同意第 13 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
	承認第 11 号	令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
	承認第 12 号	令和 2 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
	議案第 20 号	令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）
	議案第 21 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	議案第 22 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
	議案第 23 号	三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
	議案第 24 号	三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第 25 号	三郷町介護保険条例の一部改正について
	報告第 3 号	令和元年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について

	報告第 4号 令和元年度三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について 報告第 5号 令和元年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について 報告第 6号 令和元年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について 報告第 7号 令和元年度クラウドファンディングについて
議員提出議案の題目	発議第 2号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正

令和 2 年 第 2 回 (6 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 2 年 6 月 5 日

午前 9 時 3 0 分開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 3 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 同意第 4 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 5 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 6 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 7 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 8 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 9 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 10 同意第 10 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 11 同意第 11 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 12 同意第 12 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 13 同意第 13 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 14 承認第 11 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算 (第 2 号) の専決処分について
- 第 15 承認第 12 号 令和 2 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号) の専決処分について
- 第 16 議案第 20 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 17 議案第 21 号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 22 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第 23 号 三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 20 議案第 24 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 21 議案第 25 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 第 22 報告第 3 号 令和元年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 第 2 3 報告第 4 号 令和元年度三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 2 4 報告第 5 号 令和元年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 2 5 報告第 6 号 令和元年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 2 6 報告第 7 号 令和元年度クラウドファンディングについて
- 第 2 7 提案理由の説明
- 第 2 8 発議第 2 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について
- 第 2 9 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 2 年第 2 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 1 2 号によりまして、令和 2 年第 2 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言は全国で解除されましたが、社会経済や住民生活が以前の状態に戻るにはまだまだ時間が必要だと思われまます。本町といたしましても、今後も継続して感染症対策には万全を期すとともに、感染の状況を注視しながら、順次、学校や各種施設を再開していくことを決定したところでございます。

また、本定例会に議案としても上程させていただいておりますが、町民の皆様の不安を少しでも解消できるよう、国の補助金も活用しつつ、様々な生活支援策を町として迅速に決定し、実行してまいりますので、どうか議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは改めまして、本定例会に提出いたします議案でございますが、同意案件 1 1 件、承認案件 2 件、議決案件 6 件、報告案件 5 件の計 2 4 件であります。

どうか慎重審議、賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、1 番、神崎静代議員、2 番、久保安正議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月12日までの8日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 次に、日程第3、「同意第3号、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、日程第26、「報告第7号、クラウドファンディングについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

日程第 3 同意第 3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 同意第 4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 同意第 5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 同意第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 9 同意第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第10 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第11 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第12 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 1 3 号 同意第 1 3 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 4 号 承認第 1 1 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 日程第 1 5 号 承認第 1 2 号 令和 2 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 日程第 1 6 号 議案第 2 0 号 令和 2 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 7 号 議案第 2 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 8 号 議案第 2 2 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 号 議案第 2 3 号 三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 2 0 号 議案第 2 4 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 1 号 議案第 2 5 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 2 号 報告第 3 号 令和元年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 3 号 報告第 4 号 令和元年度三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 2 4 号 報告第 5 号 令和元年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 2 5 号 報告第 6 号 令和元年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 2 6 号 報告第 7 号 令和元年度クラウドファンディングについて
- 以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第 2 7、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、同意第 3 号から同意第 1 3 号まで、「農業委員会委員の任命につき

同意を求めることについて」を一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、現行の農業委員会委員の任期が本年7月14日に満了となることから、農業に関して優れた識見と豊富な経験を有しておられる石井基之氏、上田治男氏、瓜生芳永氏、大川喜代次氏、岡田哲夫氏、坂本定義氏、下村修氏、森田昭男氏、安井富男氏、山本茂男氏、吉岡義則氏の11名を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、「承認第11号、令和2年度三郷町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について」であります。既決予算に1億4,545万3,000円を追加し、補正後の予算総額を108億1,297万1,000円としたものであります。

本年4月20日に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の創設が閣議決定されました。これを受け、本町でも感染の拡大防止と地方創生を同時に図りながら、地域経済の活性化や町民の皆様の生活支援のため、様々な事業を実施することといたしました。その事業の概要といたしまして、まず、子育て世帯への生活支援として、児童手当等の支給対象世帯に1人当たり1万円を支給する国の「子育て世帯臨時特別給付金」に、町の独自施策として1人当たり1万5,000円を上乗せして給付することとし、「子育て応援給付金」として5,950万円を計上いたしました。

次に、継続的な感染症対策として、公共施設だけでなく、私立の保育園、幼稚園、医療機関への感染症対策関連品の提供や支援事業として1,070万3,000円を計上いたしました。また、感染で重篤化しやすい高齢者が密集することを避けるため、本年度の敬老会実施を見合わせる一方で、さらなる感染予防の一助となるよう、70歳以上の方を対象にハンドソープ等の衛生用品を配布するため、900万円を計上いたしました。

次に、学校の休校等で学習機会が失われ、自宅での学習環境を補完する教育環境の充実を図る経費として、1,844万1,000円を、休業等で経営に大きな影響を受けた事業所等への支援として1,020万円を計上いたしました。

また、災害時における避難所の衛生環境を保つため、使い捨てマスクや非接触式体温計、段ボール間仕切り等の備蓄品の購入経費として410万円を計上いたしました。

このほか、全世帯への生活支援として、水道基本料金を2か月間免除するため

の経費として1,865万円を計上するとともに、それ以外の事業も含め、総額1億4,545万3,000円を計上したものであります。

これらの財源といたしまして、「地方創生臨時交付金」1億1,732万6,000円を活用し、不足額は財政調整基金から繰入れたものであります。

なお、感染拡大の影響を受け、不自由な生活を強いられている町民の皆様にも一日でも早くスピード感を持って支援策を実施するため、5月29日付をもって専決処分したものであります。

続きまして、「承認第12号、令和2年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」であります。

本会計におきまして、令和元年度の収支に赤字が生じたことから、令和2年度において繰上充用を行うため、本年5月31日付をもって専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、当初予算に2億2,161万4,000円を追加し、補正後の予算総額を2億3,265万7,000円としたものであります。

次に、「議案第20号、令和2年度三郷町一般会計補正予算（第3号）について」であります。既決予算に2,880万円を追加し、補正後の予算総額を108億4,177万1,000円とするものであります。

まず、歳出からご説明いたします。

本町では従前より、世帯収入が一定の基準に満たない準要保護世帯に対し、学校給食費の援助を行っています。しかし、新型コロナウイルス感染症により、従前にも増して生活が困窮する上、休校により給食が提供できず、在宅での食費が必要となることに鑑み、いち早く準要保護世帯への給食費扶助相当額の支給を実施いたしました。この町独自の支援の財源の一助とするため、町三役の給与を減額することとし、総務費で68万円を、教育費で17万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、一般財団法人「自治総合センター」が実施するコミュニティ助成事業におきまして、自治会活動に対する助成及び自主防災組織に対する助成で、それぞれ1団体が採択されたことから、総務費の自治振興費で100万円、消防費の防災費で190万円をそれぞれ計上するものであります。

次に、住民情報システムの更新に伴い、戸籍総合システムとの連携のための改修が必要となることから、戸籍住民基本台帳費で1,542万円を追加するもの

であります。

次に、民生費では、任期付職員2名の人件費として、社会福祉総務費と児童福祉総務費でそれぞれ416万4,000円を、また、認定調査の件数増加に対応するため、パートタイムの会計年度任用職員の人件費として、老人福祉総務費で100万6,000円を追加するものであります。

次に、教育費では、学校の休校決定に伴う給食材料納入業者の救済のための補償として、給食センター運営費で199万7,000円を追加するものであります。

一方、歳入では、給食材料納入業者への補償補填として、奈良県給食会からの学校臨時休業対策費補助金で241万9,000円を、コミュニティー助成事業に伴う助成金で290万円をそれぞれ雑入で計上するものであります。

なお、当初予算で計上しておりました、西部保育園建て替え事業における用地購入費用について、交付税算入のある有利な地方債が対象となったため、町債で5,910万円を計上するとともに、財政調整基金繰入金を3,561万9,000円減額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第21号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」及び「議案第22号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」を一括してご説明申し上げます。

これらの条例改正は、先ほど補正予算でもご説明申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、町民の皆様が不安を抱えて生活される中、町政を預かる責任者として、少しでも痛みを分かち合い、財源確保の一助とするため、町三役の給料を減額するものであります。本年6月から11月までの6か月間、町長の給料を100分の10、副町長及び教育長の給料を100分の5減額するもので、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第23号、三郷町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」であります。

本条例は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、法律名称等の所要の条文整理を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第24号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」

であります。本条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し、国民健康保険税の納付が困難になった被保険者世帯に対し、国の基準に基づく減免を行うことができるよう、所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第25号、三郷町介護保険条例の一部改正について」であります。

従前から実施しております、消費税を財源にした低所得者に対する保険料の軽減措置を、昨年10月の消費税率引上げに伴い、さらに強化するもので、本年度の保険料について適用するものであります。

また併せまして、国民健康保険税と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における支援策として、国の基準に基づく減免を行うことができるよう、要件の一部を改正し、公布の日から施行するものであります。

次に、「報告第3号、令和元年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。令和元年度における同会計の繰越明許費として、総務費で、住民情報システムデータ移行業務、及び、スマートシティ総合戦略策定業務、農林業費で、地域経済循環創造事業、消防費で、防災ハザードマップ作成業務及び国土強靱化地域計画策定業務、教育費の小学校費で、GIGAスクール環境整備事業、小学校トイレ洋式化事業、三郷北小学校大規模改造事業、中学校費では、GIGAスクール環境整備事業、以上9事業で、総額2億6,253万5,000円を翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第4号、令和元年度三郷町一般会計事故繰越し繰越計算書について」であります。

令和元年度の同会計において、新型コロナウイルスの感染拡大により、中国の現地工場の閉鎖や物流が停止状態となったことから、各事業に係る資材の調達ができないという不測の事態が発生し、年度内の完了が困難となりました。このことから、ふれあい交流センター高圧受電設備整備事業、地方創生拠点整備交付金事業の2事業で、総額2億3,950万4,000円を、本年3月31日付で翌年度に繰越いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第5号、令和元年度三郷町下水道事業会計予算繰越計算書について」であります。

令和元年度の同会計において、公共下水道事業で3,256万9,000円を翌年度へ繰り越しましたので地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

続きまして、「報告第6号、令和元年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について」であります。

令和元年度の同会計において、勢野西地区の下水道事業に伴う配水管布設替工事及び信貴山東地区の管網整備事業で、合計2,966万4,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

最後に、「報告第7号、令和元年度クラウドファンディングについて」であります。

本町では、昨年12月から本年2月まで、ケーブルカーをかつての駅舎である信貴山下駅前に移設し、新たな地域のランドマークにするため、クラウドファンディングを通じて全国から寄附を募ってまいりました。その結果、約3か月間の実績としまして125件、合計252万2,000円のご寄附を頂きました。

改めましてこの場をお借りしまして、ご寄附いただいた皆様に心より厚く御礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議いただき、同意、承認、可決、賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第28、「発議第2号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。

発議第2号、令和2年6月5日、三郷町議会議長、伊藤勇二様。

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者、辰己圭一。賛成者、山田勝男、先山哲子、高岡 進、神崎静代、久保安正、南 真紀、木谷慎一郎、木口屋修三、澤 美穂、高田好子、黒田 孝。

次のページをお願いします。

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月三郷町条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

第3項 令和2年6月1日から令和2年11月30日までの6箇月間、議員報酬月額は、第2条各号の規定にかかわらず、その額に議長については100分の10、それ以外の議員については100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第6条に規定する期末手当の算定の基礎となる報酬月額は、当該減じる前の額とする。

付則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 提案理由の説明を求めます。辰己議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、発議第2号 議員報酬の減額等について、提案理由を述べます。

本年1月に上陸した新型コロナウイルスは、急速に感染拡大を広げ、感染者数は、国内において1万人を大きく超え、4月16日には全国的に緊急事態宣言が発令されるまでになりました。政府や各自治体において懸命な感染拡大防止策が講じられまして、5月に入り、新たな感染者数が減少傾向になり、緊急事態宣言が解除されました。また、様々な制限が緩和される動きが見られますが、一方で、感染の第2波への不安が高まっており、いまだに予断を許さない状況にあります。

このことから、町民は生活に不安を抱いていると思われ、当町としても、その不安を少しでも払拭するための施策を打ち出し、医療従事者、福祉事業者や町内事業者など様々な職種の方々の支援はもちろんのこと、町民の皆様をはじめとする子育て世代の方々にも、一日も早く支援をお届けすることで、その生活を守り

抜いていかなければなりません。

三郷町は、地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス対策事業として17事業の独自支援を決めました。しかしながら、それらを全て賄うためには、やはり財源が必要でございます。外出自粛、休業要請等を行っていたため、全国的に経済活動が停滞しており、三郷町でも町税等の歳入減少が見込まれます。町長をはじめ三役の方々が給与をカットされる中、我々議員としても、減少が見込まれる財源に少しでもお役に立てるよう協力すべきと考えます。

提案の内容は、次の2点です。

1、毎月の議員報酬を、議長においては10%、その他の議員については3%を減額する。

2、減額の期間は、6月から11月までの6か月間とする。

以上2点が提案内容ですが、ここで一つ付け加えておきます。今回、議員全員の方から賛成者として署名をしていただきました。これは私だけの提案ではなく、全議員の皆さんが、三郷町、そして町民の方々に対して、それぞれの思いを持って賛成されたということを伝えておきます。

以上が提案理由であります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔質疑・委員会付託省略・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） これより質疑に入ります。

—————質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの発議第2号については、三郷町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、「発議第2号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は、委員会付託を省略し、本会議において採決することに決定しました。

これより討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

お諮りします。「発議第2号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（伊藤勇二） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（高間洋光） 朗読します。（別紙１頁～７頁）

以上です。

議長（伊藤勇二） ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開、午前１０時３０分とします。

休 憩 午前１０時０５分

再 開 午前１０時３０分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第２９、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第５５条、同一議員につき同一の議題について３回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第５６条の規定により、質問、答弁合わせて原則１時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第６１条第３項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、２番、久保安正議員。一問一答方式で行います。久保議員。

２番（久保安正）（登壇） 「スマートシティ構想」は、個人情報法と住民合意のもとで具体化をとということで、質問いたします。

「三郷町スマートシティ構想」が３月に策定され、本年度予算に、「スマートシ

ティ地域BWA、ブロードバンドワイヤレスアクセスのスマートシティ（地域BWA）基本計画」策定委託料350万円が計上されました。スマートシティ構想とは、地域BWAネットワークを町内全域に構築し、健康・福祉、産業・雇用、防災・防犯、学習、教育等の様々な分野で多くのデータを収集・分析・利活用等を行うことにより、地域課題の解決に貢献するというものです。自治体全域をカバーし、しかも、行政が実施する多くの事業分野を包括するというスマートシティ構想は、全国で今までに例のない取り組みになるかというふうに思います。

ところで、本構想の問題点は、住民の利便性が増す一方で、個人のプライバシー保護や住民の権利がないがしろにされかねないことです。本年度策定予定の「基本計画」には、収集される個人情報とその利活用の具体的内容、及び、住民にとってのメリット、デメリットが書き込まれるのですか。また、基本計画の具体化が、住民合意なく強引に進められることがあってはならないと考えてますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町は、昨年7月に、「人にもまちにもレジリエンスな『スマートシティSANGO』の実現」を掲げ、SDGs未来都市に選定されました。その未来都市計画の中心的な柱に位置付けられておりますスマートシティ構想は、地域BWAを活用した自営ネットワーク網を町内全域に構築し、ICT・IoT技術により、町の様々な課題の解決を図るまちづくりの基本方針であります。この構想を具体化するため、現在、「スマートシティ基本計画」の策定を進めているところであります。

その基本計画の内容といたしましては、地域BWAネットワークを構築するための、概算事業費に関する検討を行うとともに、早期に具体化すべき施策を抽出し、施策概要や事業スケジュール、導入費用等の検討を行うものであり、ご質問の運用を行った際に収集される個人情報と、その利活用の具体的な内容や、住民にとってのメリットやデメリットを本計画の中で明記することは考えておりません。

次に、取り扱う個人情報についてであります。スマートシティ構想の中で取り扱う個人情報は、これまで行政として町が取り扱っている個人情報と何ら変わ

りはなく、個人の行動等を管理するようなものでもありません。また、データを分析し、活用する場合にあっても、個人を特定するものではありません。これらのことから、ご心配されているような、個人のプライバシーや権利を侵害するようなものではないと考えております。

そして、利活用するデータは個人情報だけではなく、例えば大和川の水データを蓄積・分析し、災害予想や迅速な避難情報に役立てたり、また、農作物の生育状況データを収集し、効率的な生産へつなげることも可能となります。それらに既に取組を始めておりますオープンデータがあります。これは三郷町が保有する個人情報以外の公開できる情報を一般に公開し、官民間問わず誰でも活用できるものであります。これらを民間が活用することで、官民連携による地域課題の解決、地域経済の活性化につながるものであり、これらがメリットとなります。

そして、その他のメリットといたしましては、リモートによる健康相談や、教育における遠隔事業、また、新型コロナウイルス感染症対策での自粛要請時のようなときでも、自宅にいながら行政手続が行える等、住民サービスが格段に向上するものと考えております。

次に、デメリットにつきましては、個人情報等の漏えいが懸念されますが、非常にセキュアで通信状況も安定している地域BWAネットワークを活用することで、これらの問題も解消できるものと考えております。

また、三郷町スマートシティ構想は、住民の方や議会などの代表と、産官学金労言士の外部委員で構成する三郷町まちづくり総合戦略策定有識者会議に諮り、意見を頂戴しながら策定したものでございます。基本計画につきましても、この構想に沿って策定するものであり、住民の合意なく強引に進めているものではないと認識しております。今後も状況によりまして、外部の方々の意見も伺いながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） このスマートシティ構想には、実施を検討する施策として41項目が挙げられております。今、部長からも幾つか説明がありましたけれども。そのうち特に個人情報に関わる分野ですけれども、幾つか述べます。

まずフレイル健診の普及、促進、研究。町は、フレイル健診を実施し、介護予防の促進に取り組んでいるが、さらに健診データを収集、分析してフレイルの予兆や地域特有の傾向等を把握し、それぞれに合わせた適正な支援を可能にする。

次、独居高齢者の見守り。地域包括ケアシステムの構築に向け、室内に設置したカメラやセンサーの画像認証と行動分析による、独居高齢者の健康状態や、食事の管理等を行う。

次、テレビ電話による、介護、健康相談。移動が困難な高齢者や障害者等が自宅にいながら、医師や看護師、ケアマネジャー等と、テレビ電話等による介護、健康相談を行う。

次、顔認証システム等による、子どもや高齢者の見守り。子どもや高齢者等の安全確保に向け、街灯の防犯カメラを活用した顔認証システム等により、登下校時の見守りだけでなく、行方不明者の捜索を行う。

次、妊産婦や乳幼児の健康データの収集、利活用。妊娠期から出産、子育て期において、切れ目のない支援を目指し、妊産婦や乳児の健康データを収集、分析することで、具体的な支援等に活用。

次、子育てアプリの導入。子育て世代に対する支援の一環として、妊娠から子育てに必要な情報提供や必要な検診、予防接種のスケジュール管理、予防接種日等のプッシュ通知機能、子どもや母親の健康管理、また、災害時の避難支援等ができる子育てアプリを導入。

それから、これらのデータの利活用ということで、データ管理プラットフォームの構築。データベース化した各種情報や各種アプリを横断的に活用するため、データのレイヤー（階層区分）や保存フォーマット（標準仕様）、アプリ間の連携を踏まえ、データ管理プラットフォームを構築。

以上、41項目の中の7項目について、紹介しました。

お聞きします。

1点目です。先ほど部長からも答弁が、部分的には触れられたかと思うんですけど、特定個人について、複数以上の分野での情報が収集される可能性があるわけですが、それらの個人情報の一元化は行わないんですね。将来的にわたっても、個人情報の一元化は行わないということによろしいのでしょうか。それと、個人情報が漏れることはないという趣旨のことをおっしゃいましたけれども、そのとおりですか。個人情報が漏れることありませんか。今のが1点目です。

2点目。基本計画には、スマートシティで実施を検討する41項目のうち、具体的にどれを実施するか。あるいは優先的に実施する事業項目、先ほど幾つかは書くみたいなことをおっしゃってましたけれども、41項目のうちのどれを実施

するのか。それはこの基本計画の中ではっきりと示すべきだと思います。そのことを明らかにせず、まずはハード分野のBWA、多分これは多額の初期費用とランニングコストも必要になるかと思いますが、それを設置する。行う事業を明確にせずに、まずハードを設置するという話は、成り立たない、私はそのように思いますけれどもいかがでしょうか。

三つ目、住民合意を図るという点ですが、まちづくり総合戦略策定有識者会議のメンバーに、自治連合協議会、社会福祉協議会などからも参加をしてもらっているというふうに思います。先ほどこの点も部長から答弁がありました。しかし、私は、このスマートシティ構想への住民の理解はそんなに進んでいない、ほとんど進んでいないのではないかというふうに思います。本当に個人情報保護は大丈夫なのか、監視社会になるのではないか、こういう懸念が住民の中にも、このスマートシティ構想が明らかになれば出てくるのではないかと思います。全国的にも初めての試みかと思えます。町はスマートシティについてしっかりと積極的に住民合意を図るべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

様々な例を挙げていただきました。その中で1つ目が、特定の個人が複数の分野にわたるデータがあるであろうと。それに対して一元化するのかどうかというご質問がまずあったかと思えます。そこにつきましては個人に番号をつけて一元化するような、そのようなものではございません。そしてまた、これまで保有しているあらゆる分野でのデータを、ICT・IoTの技術を活用しまして、効率的に収集して活用するものでございまして、それで行政サービスの向上につなげていこうというものでございます。ですので今進めてます個人の移動情報を管理するものであったりとか、監視社会をつくるものではないというのをまずお答えさせていただきます。

それからまた、個人情報漏れないのかといったご質問があったかと思えます。もちろん漏れることのないように、細心の注意を払って進めていくのはもちろんのことであると考えております。

次に、基本計画のスマートシティの41項目、このうち具体的に何をするのかといったお話だったかと思えます。それにつきましては先ほども回答させていた

だいたように、今現在基本計画の中でまずはBWAをというところでBWAのまずは事業計画、それにプラス何をすべきかというところの抽出を行いまして、41項目の中で優先順位をこれから基本計画の中で進めてまいりたいと、このように考えておるところです。

そしてまた、次にBWAのハード部分を先に進めるといったところの部分でございませう。これにつきましてはスマートシティの中では、まず基本となるのがBWAの構築、それがあって、まず始まりにその基本の柱としてBWAを構築してからほかのものがそこに付随していく、いろんなどころを加えていくという内容になりますので、その辺りになってまいります。

そして最後に住民の合意もなく進められていくものではないというお話ですけども、実際のところの保有データを活用する際に、フレイル健診であっても、あといろいろ子ども見守りであったりする場合でも、個人の承諾を得た中でそのデータを使わせていただくというのがまず基本になりますので、個人の承諾なく勝手に使うということはもちろんないこととございませうので、その辺りはご心配なくしていただければというふうに思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 確認です。収集された個人情報、特定の個人について一元化される、一元化するということはありませんね。それが1点です。

それと、住民合意、このスマートシティ構想についての住民合意というものについても、より積極的にやるべきだと思います。議会の中でもしっかりと議論をする。そして住民の皆さんにも、先ほど部長からありましたけれども、その住民の個人情報については本人に確認しながらやるということでしたけれども、この全体構想についてこういうことをやるんですよということ。先ほど言いましたけれどもこれは全国で初めてのケースですね、多分。行政自治体全体をカバーして、行政が実施するいろんな事業を、多くの分野でその情報を取るという、多分全国でも私が調べた限りでは、そういうケースはありません。初めてのことだと思います。しっかりと住民の皆さんにも、議会のほうにも説明をして、進めるべきだというふうに思いますけれども、改めてですけどいかがでございませうか。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、久保議員の再々質問にお答えさせていただきます。

きます。

一元化はしないのかというところで、もちろん一元化というのは今考えているところではございません。

2番（久保安正） 今はね。

総務部長（加地義之）（登壇） することではございませんが、国の動向云々というところで、全体になりましたら、その辺りは動向に流れにはもちろん乗っていかなければならないと思います。町独自で一元化を考えているものではございません。

そしてまた、住民合意につきまして積極的に、もちろん承諾を得ながら進めていくのはもちろんのことでございます。全体のスマートシティ構想云々という話でありました。スマートシティを一言で理解いただきたいというのであれば、ICT・IoTを活用した便利で快適なまちをつくるということをご理解いただいて、賛同いただければというふうに思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 住宅新築資金等貸付事業特別会計の赤字の原因についての町の認識はということで、質問いたします。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、2019年度決算で、5億2,993万7,000円の累積赤字、地方債残高は1,893万8,000円となっております。地方債の償還は、2年後の2022年度で終了する予定です。この事業について、事業の概要と経過、及び5億円を超える累積赤字が発生している原因について、町はどのような認識を持っておられますか、お聞かせください。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 失礼します。初めに久保議員からご質問いただきました事業の概要と経過についてご説明いたします。

住宅新築資金等貸付事業は、歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境改善を図るため、当該地域に係る住宅の新築もしくは改修、または住宅用に供する土地の取得について必要な資金貸付を行った事業です。奈良県内市町村では、昭和44年に改修資金、昭和48年に宅地取得資金、昭和49年に新築資金の貸付事業を開始しました。平成13年の関連法失効まで、三郷町では1,101件、約48億円の貸付事業を実施いたしました。

この事業によって地域の住環境は大きく変貌を遂げ、一定の成果をみましたが、同時に、市町村では25年という長きにわたる償還業務で様々な困難な課題に直面することになりました。

そこで、各市町村が抱え持つ多くの滞納事案を踏まえた上で、この事業の課題には包括的な対処方法が必要であるということで、該当市町村の全体認識となりました。特に回収業務を単一組織で一元化するメリットとして、強制的に回収する際の実施基準が一つになることで、市町村間におけるばらつきがなくなり、単一組織で同一基準による強制力発動が実現できること。また、集約した豊富な事例やノウハウに基づいた専門性を発揮させることにより、市町村レベルのスキルでは、実行に当たり支障が生じ、強制回収が困難となる事案であっても、適切な対応を選択し、効率的に遂行できること。これらの考え方が適切であると判断し、平成17年1月に奈良県下23市町村にて発足した一部事務組合へ回収管理業務を移譲した結果、令和元年度末には残債権が105件、約3.2億円まで減少いたしました。

次に、現時点で約5.2億円の累積赤字となっている要因ですが、1点目として、貸付業務に対してノウハウのない各自治体が貸付事業を行う制度であったこと。2点目としましては、当初抵当権設定が義務付けられていないなど、貸付金に対する担保制度の設計が弱かったこと。3点目としまして、多くの自治体が、事業進捗を優先したこともあり、買収・除却を進めていく中で、本人及び保証人の返済能力を過信して貸付けを行ったことが考えられます。

今後は、これまで以上に組合と情報共有し、適宜連携をしながら一層の債権回収に努めるとともに、組合事務の円滑かつ効率的な運用を組合加入市町村と共に進めてまいります。

以上です。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 部長から今、巨額の赤字が出てる原因について、3点について認識をお聞きしました。先ほど部長からありましたけれども、48億円の貸付け、赤字が5億を超えてる大変な問題の会計という認識は町のほうでもあろうかと思えます。

まず、ダブる部分もあると思うんですけど、制度のずさんさという、この制度の問題についてですけれども、国の会計検査院がこの住宅新築資金等貸付事業につ

いて、当時の建設省に対して是正改善措置を要求しております。これはこの事業、貸付事業について、例えば100万円三郷町が貸付けをすると、そのうちの4分の1、25%は国の補助が出たんです。その補助金の使い方に問題があるということで、会計検査院が建設省に是正改善措置を要求しております。私が持っているのは、2回の分があります。

まず、昭和57年度、1982年度。住宅新築資金の貸付けが昭和49年ですから、それが始まって何年ですか、7、8年たった段階です。1982年度、この時期は会計検査院が、栃木県、埼玉県、岐阜県、島根県、岡山県、山口県、熊本県、大分県、ここに入っております。三資金とも、住宅改修、それから宅地取得、それから住宅の新築、三資金についての会計検査院が調査をしております。そこで、会計検査院がこのときに、昭和57年の段階において何を言っているか。

住宅新築資金等貸付事業において、住宅の新築等が実施されず、国庫補助の目的が達せられていない事態がある。この貸付事業は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備、改善を図るため、地方公共団体が、住宅の新築、改修、宅地の取得を行おうとする者に資金を貸し付けるものであるが、事業主体における、いわゆる、これは三郷町ですね。事業主体における貸付けの決定、貸付金の支払い、工事完了審査等が適切を欠いたため、貸付け後1年から5年を経過しているのにも関わらず、住宅の新築、宅地の取得が行われていなかった。貴省、建設省ですね、建設省では、昭和49年度から住宅新築資金等貸付制度要綱に基づき、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改善を図るため、当該地域に関わる住宅の新築、改修、住宅の用に供する土地の取得について、必要な資金の貸付けの事業を行う地方公共団体に対して、毎年度、事業に必要な新規財源の4分の1の額を補助金として交付している。しかし、会計検査院が調査したところ、住宅新築資金貸付において、借受申込書に、住宅の建築場所、規模等が記入されていないばかりか、極めて簡単な内容の建設業者の見積書の提出を受けただけものについて、建築実施の確認ができたとして、貸付けを行ったため、貸付け後相当な期間、1年から5年を経過しても住宅の新築は行われていないものが見受けられ、また、宅地取得資金貸付において、借受申込書に対象土地の面積、取得費等の記載がないばかりか、宅地取得の確認できる書類の提出もないものについて、取得の確認ができたとして、貸付けを行ったため、貸付け後相当な期間を経過しても、宅地

の取得が行われていない。このような事態が生じているのは、借受人の事情等にもよるが、前記の各市町村において、住宅新築資金等貸付要綱により本制度の運営の指針が示されているのに、借受申込書やそれに添付させることになっている図面が不備なものについて貸付けの決定を行っていたり、貸付対象である住宅取得等の契約締結の事実確認が十分できないものについて、貸付金の支払いをしていたり、その支払いも、工事費等の資金需要に応じて行うという配慮を払うことなく一括して行っていたり、貸付金の支払い後相当の期間が経過しているにもかかわらず、工事完了届が提出されていないものをそのまま放置していたり、完了審査を行う場合でも、現地確認などの効果的な方法によっていかなかったりしているなど、貸付け決定、貸付金の支払い、工事完了審査等が安易に行われていたことによると認められる。

昭和57年に会計検査院がこのように指摘をしております。全国的にこういうことがあるから、建設省はしっかり各自治体にこの事業を実施しているところに、しっかり通知をしなさいというのが、昭和57年の分です。

次、平成元年度ですけれども、会計検査院が、このときには、宅地の取得資金だけについて調査をしております。このときの対象は、京都府、三重県、滋賀県、兵庫県、そして奈良県、和歌山県、広島県、徳島県、高知県についてです。

どういうふうに書いてあるか検査の結果書かれているかといいますと、宅地取得資金の貸付けは、みずから居住する住宅の用に供する土地の取得に必要な資金を貸し付けるもので、借受人は、これによって取得した土地に住宅を建設する義務があり、建設に着手する期限は、貸付け後2年とされている。そこで、住宅取得資金の貸付けについて、貸付対象土地における住宅建設の状況について調査した。調査の結果、借受人が、貸付対象土地を取得していなかったり、取得した貸付対象土地を無断で処分していたり、貸付対象土地を取得していても、住宅の建設に着手していなかったりしている不適切な事態が多く見受けられた。このような事態が生じているのは、借受人が貸付事業について十分認識していなかったことにもよるが、市町村が、貸付対象土地の取得及び住宅建設の状況把握や指導を十分に行っていないこと、建設省が、市町村において貸付事業の運営を適正に行うよう指導監督を十分に行っていないことはないことによるなどと認められる。こういう会計検査院の報告が書かれております。

三郷町で、いわゆる償還滞納が2018年度決算で105件、3億2,556

万9,000円あるかと思いますが、この内容についても、今、会計検査院が指摘していることは当てはまる、償還滞納の件数があるというふうに思います。

先ほど言いましたけれども、この事業に国は貸付けに対して4分の1の補助をしている。要するに、4分の1、25%は多分不良債権化するんだらうという見込みでやってる。ところが、三郷町はそれをはるかにオーバーして、48億ですから三郷町には、12億円ぐらいの、48億の貸付けに対して12億円ぐらい来てるわけですよ、補助が、国の。だから、36億円回収したらちゃらになるはずなんです。ところが、先ほどから言ってますが、5億を超える赤字を出してるという会計になります。

私は、これは、自治体、行政のこの事業に対する姿勢、主体性の問題があったのではないかというふうに思っております。自治体の姿勢によって差が出てきたというふうに思います。4分の1、25%は補助金もらえるわけですが、言葉は悪いですが、そこそこまともに貸し付けて回収を行えば、会計は赤字にならない。

ちなみに隣の平群町ですけれども、平群町でも規模等は違いますけれども、本事業を行っております。2019年度、令和元年度の決算では数百万円ですが、平群町では黒字になるというふうに、聞いております。

先ほど部長からは、制度等々については問題があったということでありましたけれども、私は町の主体性の問題があったんじゃないかと、この事業に対する姿勢の問題もあったんじゃないかというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 久保議員からの再質問ということで、町の主体性というようなことでお話をいただきました。過去からの話であるということで、先ほども久保議員がおっしゃってましたけれども、当時の資料を私もこちらに来てから拝見をしてきたところではありますけれども、実際のところ、現在償還滞納になっているものとしまして、破産事件であったり競売事件であったり死亡であったりとかいうのが半分以上を占めている状況にあるということです。その他のものとしましては、営業不振とか生活保護を受けておられたり、病気、保証債務の履行等、いろいろな各事情があるという状況です。行政が貸付業務をすると

ということにつきましては、当然その諸所の個人さんの状況を踏まえながら貸付けもしてきたでしょうし、それから回収も進めてきたところです。

そういった中で、主体性がなかったのではないかというご指摘ではありますけれども、私が拝見した町の資料においては、その時々責任を果たしてこられたという認識でいます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 久保議員、再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 行政の姿勢、この事業に達成していく問題ですけれども、先ほどもお隣の平群町の件を申し上げましたけれども、じゃあこの事業をやったところが全部赤字を出しているかということ、そうじゃないんですね。三郷町は非常に大きな赤字を出してるんですけども、奈良県下でも大きな赤字を出してる場所、自治体ね、この事業を行った自治体で、それと、ではないところ。今回回収組合のほうもそういうことで、回収組合のほうに参加していたけれども、回収組合から抜けるというのか、そういう自治体もあるわけですし、行政の姿勢が、この事業に対する姿勢が大きな問題だということは、これはもう皆さんご存じのはずです。

あえてもう1点突っ込んでいきますけれども、この三郷町のこの事業がこれほど大幅な赤字になった問題、行政の主体性の問題で、部落解放同盟の下之庄支部の圧力に屈して、ずさんな貸付けや回収の事例があったのではないかというふうに私は思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 久保議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思えます。

先ほどから会計検査院の指摘ということで昭和57年、平成元年にということ、この事業自体が非常にまずかったのではないかというお話でございました。そして、行政の姿勢というものが、三郷町が問われてますよということをおっしゃってるんだと思います。

その中で一番初めに答弁させていただいた、佐藤部長からの答えでは、1点目として貸付業務に対してのノウハウのない各自治体が貸付事業を行う制度であったこと。2点目としましては、当初抵当権設定が義務付けられていないなど、貸付金に対する担保制度の設計が弱かったこと。3点目といたしまして、多くの自

治体が事業推進を優先したこともあり、買収、除却を進めていく中で、本人及び保証人の返済能力を過信して貸付けを行ったことが考えられますという答弁をさせていただきます。

その中での行政の姿勢、いかがなものですかということだと思います。そして一番の答えは、求められている答えは、部落解放同盟からの強い要請があってこういう結果になったのではないかとされていると思います。

今までの歴史の中から、私の認識としてお答えさせていただきますけれども、そういう大きな力が働いたとは私は思っておりません。ただ、先ほど申しました3点、これは、行政が、三郷町が認めざるを得ない事業の甘さであったのではないかなということで振り返って、そして、それについてこれからまだ残っている債権がございます。これまで以上に組合と連携を図りながら、よりよい解決を図っていくということで、今後とも組合に加盟している市町村とともに連携をしまして、進めてまいろうという思いでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2番、久保安正議員の質問は以上をもって終結します。

次の質問者は、通告順2番、南 真紀議員であります。先般の議会運営委員会において南議員の1問目、「新型コロナウイルス感染症発生時の避難所運営対策は」と先山議員の2問目、「災害避難に於るコロナ対策対応について」、また、木口屋議員の「指定避難所等での新型コロナウイルス感染予防対策について」は関連質問とすることに決定しています。よって、議会運営の申合せのとおり、南議員の質問は2問目を先に質問します。次に、1問目を行い、南議員の質問終了後に、関連する先山議員の2問目の質問、続いて木口屋議員の質問を行います。先山議員及び木口屋議員の質問は2回までとし、質問時間については、南議員の質問と合わせて1時間以内とします。

それでは、3番、南 真紀議員、一問一答方式で行います。南議員。

3番（南 真紀）（登壇） 2問目の小学校の体育館にエアコン設置をということで、質問させていただきます。

三郷町は、小学校、中学校の教室にはエアコンが設置されましたが、小学校の体育館には大型扇風機はありますが、空調設備は整備がされていません。全国では、小中学校体育館へのエアコン設置が進んでいて、東京の24.3%に続いて、奈良県は4.7%で、全国で2番目の設置率となっております。近隣では、斑鳩

町が既に設置しており、王寺町も今後の設置計画があります。

また、小学校の体育館は、災害発生時の指定緊急避難場所にもなっております。国は、全国で災害が頻発し、指定避難所になっている学校の体育館などの環境整備が喫緊の課題とし、助成制度として緊急防災減災事業債を設けております。地方債の充当率は100%、元利償還金の70%が地方交付税で措置されます。自治体の負担は30%です。小学校体育館に早急に空調設備を整備すべきと思いますがいかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、南議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町の小学校では、昨年度に全ての普通教室及び特別教室にエアコンの設置を行いました。体育館へのエアコン設置は行っておりません。しかしながら、各小学校には大型扇風機4台、石油ストーブ4台を配置しており、夏場の熱中症対策及び冬場の寒さ対策に対応しております。議員がおっしゃるように、全国的に体育館へのエアコン設置が進んでいるというものの、文部科学省が発表した令和元年9月現在の小中学校の体育館等空調冷房設備設置状況によりますと、全国の設置率は2.6%で、奈良県では4.7%という状況になっております。このように、全国的に設置率が低いのは、小中学校の体育館にエアコンを設置することを前提に建築されておらず、また、設置するとなると、天井が高く、断熱性能も低いことから、エアコンが効果的に機能しないおそれもあり、かつ電気代等の維持費も高額になると予想されます。

また、避難場所として小学校の体育館を使用する場合でございますが、本町におきましては、全ての普通教室、特別教室にエアコンが設置しておりますので、特に配慮が必要な方については、普通教室、または放課後児童クラブの施設等を開放し、猛暑等への対応を柔軟に行ってまいります。

そういったことから、本町といたしましては、体育館へのエアコンの設置を考えておりませんが、災害等で体育館を使用する場合におきましては、「住民を第1」に考え、SDGsの理念に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、万全の体制で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3 番（南 真紀）（登壇） SDGsという言葉が出てきましたが、SDGs、教育にとっては非常に大事なことだと思います。最近の夏は暑過ぎるとのことで、すいませんマスクしてるのでちょっと声が大きくなって怒っているように聞こえるかもしれません。すいません。

最近の夏は暑過ぎるということで、教室にエアコンを入れたはずですが。私たちの子どもの頃とは違い、気候変動に伴う異常気象で、夏休み前の6月、7月、そして夏休み後の9月は異常な暑さで、スポーツは危険な日が多くなってきています。ほかの自治体でやっていることが少ないとか、コストがかかるからというのは理由にならないと思います。

先ほどの久保議員の質問にもあった、何回もありましたスマートシティ構想は、三郷町が全国で初めてやる事業ですね。コストもかかります。小学校体育館にエアコンを入れない理由にはならないと思います。三郷町は、小学校の体育館にエアコンが必要ないとお考えでしょうか。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 南議員の再質問にお答えさせていただきます。

南議員がおっしゃるように、確かに6月とか9月は確かに最近暑くなってきております。ただ、1年間を通じて、考えてみますと、当然7月8月は夏休み中なので、当然エアコンというか体育館を使用することがありません。そうなりとやはり6月と9月、9月も運動会の練習でほとんど外ということもあり、中には雨が降ったときには、当然中で練習することがありますけれども、やはり年間を通じて使用する頻度を考えれば、やはり費用対効果を考えますと、本町といたしましては、エアコンを設置することは考えておりません。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 南議員、再々質問を許します。

3 番（南 真紀）（登壇） 先ほども言いましたが、小学校の体育館は、災害発生時の指定避難場所にもなっております。緊急防災減災事業債など、元金ゼロでもできるものを活用して設置すべきだと私は思います。こういう費用対効果ということで先ほど言われたのですが、国はどうしてこのような制度をつくったのでしょうか。コロナ禍の中で、子どもたちは運動する機会がますます失われています。

今年、毎年夏は、もう40度近い温度が上がります。夏のさなかでも体を動かして運動できる機会を与えてあげるのが大人たちの役割ではないでしょうか。

子どもたちの学習向上にもつながります。今の子どもたちは、昔と違い運動下手な子が多く、家でも外で遊ばず、長時間ゲームする子も多いと聞きます。そんな世の中をつくったのは、今の大人たちです。せめて学校の現場だけでも、子どもたちのスポーツをさせてあげられる施設として、体育館にエアコンを設置してあげてほしいと思います。夏の異常な暑さに、少しでも子どもたちの運動の機会を奪われないために、検討してください。お願いいたします。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼いたします。南議員の再々質問にお答えさせていただきいただきます。

南議員がおっしゃるように、かなり熱い思いをお聞かせ願いました。しかしながら、先ほど再質問でお答えしましたとおり、町としましては、今の方針を変えることないと、このように考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 大西教育長。

教育長（大西孝浩）（登壇） 再々質問の補足ということで答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

絶対つけないという観点ではなしに、暑さ対策は必ず必要だろうかというふうに思います。ただ今エアコンをつけることが、果たしていいのかどうかということは、先ほど1回目の答弁で部長が申しましたとおり、やはり費用対効果も考えていかなければなりません。ではどういったことができるかということの中身を考えていきましたら、大型の扇風機が今あります。それに例えば、今回のコロナ関係で2次補正が行われた中で、可能であるならば、スポットクーラーなどを設置して、暑さ対策を考えていくのも一つの考えであるのかなというふうに考えております。

また、議員ご承知のとおり、中学校の体育館は地下のクーラーを循環させて、暑さ対策を行っております。

そういったこともやっておりますので、今後、子どもたちが学びの機会を、体育の学びの機会がなくならないように、暑さ対策には万全の策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 次に、関連質問に移ります。3番、南 真紀議員。南議員。

3 番（南 真紀）（登壇） 新型コロナウイルス感染症発生時の避難所運営対策はということについて、質問させていただきます。

昨年から、世界で新型コロナウイルスが静かに広がり始め、今年は爆発的に感染者が増え続け、それに伴って死者数も増加し続けています。日本でも、感染者とそしてそれに伴う死者が増え続け、緊急事態宣言が出されるほどの戦後最大の感染症が広がっています。緊急事態宣言は解除されましたが、ワクチンなどない中、いつ、第2波、第3波と来るか分かりません。今年4月から、三郷町では危機管理室が新設されました。自然災害が発生し、避難場所運営が必要となった場合、新型コロナウイルスなど感染症対策はどのように考えておられますか。よろしくをお願いします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、南議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

現在、日本国内において新型コロナウイルス感染症は減少傾向にあるものの、今後、第2波、第3波の爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。

こうした状況の下、議員ご指摘のとおり、災害が発生し、避難所を開設する場合、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことが重要となってまいります。

基本的な対策といたしまして、まず1点目は、密を避けるため、状況に応じて、可能な限り多くの避難所の開設に努めてまいりたいと考えております。そして、2点目といたしまして、手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の徹底。3点目は避難場所の衛生環境の確保であります。避難者が手に触れやすい物品や手すり、ドアノブ等を定期的に消毒するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えてまいります。4点目といたしましては、避難所内の十分な換気を実施するとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう努めてまいります。5点目といたしましては、避難者に発熱、せき等の症状が出た場合の対応であります。発熱、せき等の症状のある避難者には、専用スペースの確保や、パーティションで区切る等、できる限りの対策を取り、一般の避難者とは動線を分け、感染拡大を起こさないよう、対応に努めてまいります。なお、パーティション等の感染症対策備品につきましては、今回の臨時交付金で追加購入を予定しているところでもあります。

また、仮に避難者が感染症を発症した場合、「軽症者であったとしても、原則として一般の避難所に滞在することは適当でない」との国の見解もあることから、その際は、保健衛生部局や医療関係機関との連携を図り、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、避難所での「3密」を未然に防ぐには、これらの感染症対策だけではなく、できる限り避難者を減らすことも必要不可欠となります。避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないことや、安全な親戚、知人宅も避難先となり得ること等、災害時に取るべき行動についてご理解いただけるよう、あらゆる機会を捉えて啓発していくことも重要であるとと考えております。

そして今回、7月広報と同時にお配りいたします最新のハザードマップで、全ての住民の方々がしっかりと、ご自宅や地域における水害・土砂災害に関するリスクを、ご確認いただくことも併せて周知してまいりたいと考えております。

さらに今後、スマートシティが実現できれば、災害時、通信の遮断もしくは輻輳等により通信状況が不安定になった場合でも、地域BWAネットワークを活用することで、安定した通信が確保されます。そして、そのネットワークを利用し、避難所での感染症の情報や被害状況等を、災害対策本部及び各避難所、消防団、防災リーダーへ伝達することで、迅速かつ的確な対応につなげることができます。

これらのことから、本町といたしましては、「人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGO」の実現を目指し、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

議長（伊藤勇二） 南議員、再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） まず、今お答えいただいた、施設を増やすということもちょっと今伺ったので、開く施設を、何施設から何施設に増やすのか。それから、どこになりますか。それが1点と、そしてそれと、今答弁いただいたのは、水害・土砂災害の対策だと思います。こここのところの気候変動で、毎年のように豪雨があり、水害対策は必要です。では、生駒断層による地震災害の場合はいかがでしょうか。その場合の最高の避難者数は何人と想定されていますか。まずこの2点をお答えください。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。南議員の再質問にお答えさせていただきます

ます。

まず1点目は避難所を開設するのを増やすということで、どの箇所をどれだけ増やすのかといったご質問かと思えます。

まず昨年度までは、まず水害の際は4か所開いておりました。その4か所というのが、ちいすてっふ、給食センター、三郷中学校の福祉避難所、それから南畑幼稚園ということで地域別に4か所を開いておりました。しかし、密を避けるという観点から今回は8か所をいきなり開けていこうかなというので、三郷中学校と北小学校の体育館、それからあとはふれあい交流センター、いわせが丘自治会館、この8か所をまず開設を考えております。

そしてあと、先ほどお話があった、最大震度、確かに地震時の場合と水害時の場合は避難の対応も変わってくるかと思えます。地震時の際の生駒断層帯の地震ということで今お話がありました。今現在想定されておりますのが、生駒断層につきましては、震度につきましても6強と想定されております。そして、その際に避難者の数は幾らを想定しているかといいますと、6,605人となります。ちなみに東南海地震のほうは、この地域では最大震度の想定は5弱です。ということで、避難者の数の想定もゼロという形で今想定しております。

議長（伊藤勇二） 南議員、再々質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 体育館が出てきましたね。先月、5月の全員協議会で説明いただいた、三郷町新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、これの説明をいただきましたが、その中で防災備蓄品の拡充という項目がありました。それは、主に避難場所のための備蓄との説明でした。その中で段ボールベッド50台、間仕切り50セットなどありました。これは、十分足りているという想定でしょうか、先ほど私が言った生駒断層地震のことですけれども。まだワクチンのない新型コロナ禍の中で、いつ起きてもおかしくないこの生駒断層による大規模地震の備えはいかがでしょうか。この後に及んで、もう想定外という事態はあってはならないと思えますが、いかがですか。お願いします。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。南議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず備蓄品について不足してるのではどうかという話です。それで今回の臨時交付金の中でも、先ほどお話がありましたように、間仕切りであったり段ボール

ベッド、マスク、消毒関係をそろえさせていただきます。ただ今回の臨時交付金に追加いたしますが、確かに100%満たすものでないとは認識しております。今後も段階的に購入のほうは進めてまいりたいと考えているところです。

そしてまた、地震時の対応ということで、風水害時の地震時というのはまず基本的に避難の体制は変わるのかなと先ほどもお話しさせていただきました。実際、風水害時でしたら予測は可能になってくるかと思えます。そしてまた、難を避けるための準備として、一時避難ということになってくると思えます。また、長期になることも少ないと思われそうですし、長期になった場合でも人数のほうも少ないであろうと思われそうです。

南議員がおっしゃるとおり、実際のところ、地震時のときの避難体制のほうで、厳しいものになってくるであろうと。まず予測ができない中、難が発生したときは即避難になってまいります。そしてまた、長期避難がまず余儀なくされるだろうと。そしてまた、人数、規模もかなり大きなものになってきますので、そこまですると、実際のところ災害対策基本法に基づく国の支援、これはもちろん必要不可欠になってくるのかなというふうに思うところです。そしてまた、生駒断層の地震が起こった際は、今先ほど言わせてもらった8か所の指定避難所を開けるだけではもうもちろん足りません。そしてまた、自治会館等全ての補助避難所も開設したとしても、6,600人を賄えることは想定できません。その際はやはり、自衛隊の支援をいただくであったり、避難地での避難、避難地でのキャンプ的な避難であったり、広域的な避難といったところも今後、その辺も考えていかなければならないと。その辺は、生駒断層地震の場合は、この感染症対策に限らず重要な課題であるというふうに認識しております。今後もその辺りの対応を万全にできるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、再質問として5番、先山哲子議員。先山議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の関連質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスは短期間であつという間に世界中に拡大し、経済をはじめ多方面にわたり未曾有の打撃と影響を及んでおりますが、なかなか長期化が予測され、収束は遠く、長期化が予測されております。

このコロナ問題を機に、災害時に多くの人が集まる避難所は、ほとんどの人が当然心配だと答えておりますし、行きたくない、行かないと言われる方がアンケートによると3割の方が答えております。自然災害と隣り合わせの日本、特に近年、毎年のように、全国のあちこちで大きな災害が発生をしております。当町でもこれまで、大和川氾濫とか、いろいろと災害を予測、災害時に早期の避難とかも今までもしてまいりました。災害から命を守るため、緊急的避難所は絶対に必要であります。しかし、大勢の方が集まる避難所は3密状態になります。過去にも避難所において感染症が拡大した例もございます。コロナ問題が長期化が予測される中、現況、これまでの避難所の在り方を早急に新しく見直す必要があり、マニュアルづくりが喫緊の課題と言われております。神戸市とか多くの自治体が今現在取り組んでおります。

また、マニュアルの一つとして、キャパシティ、これは受入れ体制とか対応能力という意味ですが、これをまず考慮して策定していかなければなりません。また、専門家の意見としては、分散型避難、これを挙げております。例えば在宅、河川の水害や地滑りの心配のない地域でお住まいの方、そういう方は、在宅避難がふさわしい。また、民間の倉庫、ホテル、民間のビルもまた利用する。避難所を拡大していく。また、学校の空き教室も、先ほどはおっしゃいましたね、体育館だけじゃなくて空調の整った空き部屋を利用するという事です。これも当然のこととしておっしゃっておられます。また、今まで車中泊。やっぱり避難所では、たくさんの大勢の方が集まりますので、気を遣う。また3月のときに私が質問いたしました、ペットを連れて同行しての避難なので車に車中泊、避難所の空き地のところへ泊めて車中泊、これはいろんな問題があります。エコノミー症候群の心配もありますし、また、エアコンの利用、ちょうどいい季節でないときに避難すれば、アイドリング、この問題もございますし、またいろんな事情で車中泊が問題となっておりましたが、このコロナ対策に当たっては、この選択肢の一つに車中泊も挙げられております。そのためには今申しました問題点を考慮していかないといけないということがございます。

また、避難場所でのクラスターを避けるために、例えば体の異常を訴える人、保護すべき人を分ける。また、少し体調の悪い人にまた分ける。元気な人、また家族単位とか、このように3ないし4つにブロックに分けていくと、こういう方法もぜひ考慮していかなければならないと専門家は言っております。

元来指定場所は限られた人数しか入れません。多様な、今申しましたような分散型避難を考慮に入れながら、ぜひ新しいマニュアルをつくっていただきたいと思います。

当然、行政が取り組むべきこと、私たち住民がすべきことはございます。基本的に住民がすべきことは、自分の命は自分で守るという自助ですね。自分の住んでいる場所はどういう災害のリスクがあるのか、どんな避難がベストなのか、常日頃から私たちは考えておく必要がございます。また、コロナの問題がありますので、今までと違った避難場所に持っていく持参するものも変わってまいりました。持ち物として例えば、アルコール消毒、マスク、体温計、そして換気が必要と言われておりますので、夏でも夜は寒いときもございますので、必ず防寒着が必要と言われております。これもあわせてマニュアルづくりの中に加味していただきたいと思います。

また、先ほどおっしゃいましたね。答弁の中にありましたが、共用部分、ドアノブ、手すりとか電気のスイッチ、エレベーターのボタンなど、これをハイタッチサーフェスといいます。これ日本語で訳しますと、高頻度接触環境表面と言うらしいです。これを特に配慮していただきたい、消毒とかの徹底をしていかなければなりません。

まず、私たちは、まず自分で消毒とかいろんなこと、自分のためでもありますけれど、まず自分が優先的に何事も行動を起こすということが基本でございます。災害はいつ発生するやもわかりません。行政は、不測の事態をスムーズに対応するためには、ぜひ早急のマニュアル、ガイドラインづくりをお願いしたいと思います。この点、町はどのようにお考えでしょうか。

それと、私は3月のときに、ペットを同行しての避難のことで質問させていただきました。このマニュアルづくり。住民がどうすべきかが基本なんですけれども、それを住民の方に同行を受け入れるための心構え、それも早急にマニュアルの中に、今回のコロナ対策としてのマニュアル、また、ペットを同行しての住民の心得、マニュアル、ガイドライン、これはまだつくってないと思いますが、併せて早急をお願いしたいと思います。

それと、先日説明がありました、南議員がおっしゃいましたね。避難所の段ボールのベッド、50台、それと、つい立て、枕元のつい立てなのかどんなのか知りませんが50台、これではとても足りませんけれども、一応その対策として

購入したということなのですが、こういった形態のものか、値段はどんなものなのか、ちょっと併せて聞きたいと思います。それと避難所はたくさんありますが、僅か50台かそこいらのをどのように配分して設置するのか、それも併せてお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは、先山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず議員ご指摘のとおり、災害はいつどこで発生するか分かりません。ましてや、新型コロナウイルスの感染状況がこの先どのように変化するかも予測不可能であることから、先にご説明いたしました具体的な感染症対策を、避難所運営マニュアルに追記するとともに、避難所運営に当たる職員が遺漏なく避難者対応できるようガイドラインの作成を行っていきたいと考えております。

その中にまずペットのことです。ペットに関しましても、前回ご指摘いただきまして、同様に今回の見直し、今年度、災害避難所対応マニュアル作成を危機管理室のほうで行おうとしておりますので、そこで以前いただいたお話も含めながら考えていきたいと思っております。

そして、段ボールベッド、間仕切りといったお話がありました。それにつきまして50台今回購入するわけですが、今まで以前からも50台、段ボールベッドと間仕切りにつきましては用意しておりました。ただ数が50個では不足があるだろうということで、今回50個を追加したわけですが、100セットで足りるかと言われますと、その際の水害の際とお考えいただくとして、100人ぐらいで今のところはいけてますが、ただ、それでも十分なものではないと思いますので、今後充実させていきたいというふうに考えております。

そして値段のほうなのですが、段ボールベッドのほうが1万円弱いたします。あと間仕切りというのが、段ボールのものを考えておりませんで、ちょっとテンション的な感じのもので、それが、かなり使い勝手はいいものです。段ボールよりも、間仕切りも収納も簡単で軽いということもありまして、こちらはちょっと高額になりまして、1万4,000円ぐらいで今考えております。

ご質問は以上でよろしいですか。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 昼も近いので、手短に早く終わらせたいと思います。

ベットが既に50台、もう既に購入済み、あと50台を今回買いますね。間仕切りもそれからベッドが100、間仕切りが50ですか。

総務部長（加地義之）（登壇） 両方とも50と50で足して両方100です。

5番（先山哲子）（登壇） 50、50、今度買うのが50、50ですよんか。

総務部長（加地義之）（登壇） 以前にも50、50ありますので。

5番（先山哲子）（登壇） そしたら100、100ということですね。分かりました。

それと、密になる状態なので、普通日本においては平均、普通の避難所ですが、今までは大体1人当たり3.5平米。畳2畳分でした。国際基準ではその倍の、畳4畳分となっております。今回のこういう感染症問題ではさらにもっと空けなはいけませんね。そのためには、段ボールはすごく自分の場所という確保もできますし、プライバシーもある程度守られますし、すごくよろしいそうです。それに、床に飛沫した細菌がうようよしていますので、歩いたときに上に上がっていくとか、そういう点でもベッドはすごく有効だそうです。

結構な1万か何か、1万4,000円とか値段をしましたけど、もちろん数も足りませんが、ある大学教授が自分で作れるベット、段ボールのです。ミカンの10キロ箱は大体30センチなんです。35センチあればいいということなので、ミカン箱よりちょっと高さがある程度。また、ペコペコの段ボールでは上に寝たら潰れますので、ミカンなんか柿のああいう段ボールはすごく頑丈ですね。ああいう段ボールを6個並べます。上の口はね、こうしたらだめで、ぐいちにします。そのほうが丈夫なんですね。それを、ちょっとイラストを描いてきましたが、私は本当は絵がうまいんですよ。急遽描きましたので、マーカーもちょっと途中でなくなっただけですけど、分かるかなと思って。これが6個、ミカン箱の大きさでしたら6個ね。分かりますでしょうか。加地部長、よく見ておいてください。こういう感じですね。その上にお金のかからない方法です。誰でもできる方法。広めの段ボールを開けてもらってその上にこれを載せます。段ボールをこういうふうにね。頭のいろいろ飛沫とかいろんなほら、ほこり等の細菌よけのために先ほど間仕切りしましたが、今度はさらに段ボールもちょっと大きめの段ボールを開いて、これ段ボールが蓋をしていますから、6個の上に蓋をする。この上に開いて、枕元にこう置くんです。つい立てのように、こういう感じですね。分かりましたか。久保議員、分かりますか、そこから。こういう感じで。35センチはペットボトル2リットルが6個入った段ボールがありますよね。あの段ボールはちよっ

と小さいです。高さが35センチですわ。あの段ボールでしたら、もしなければ、急遽でミカン箱の大きさに6個がもうちょっと10個か何か、そこいらぐらいを並べてもいけるの違うかなと思います。あの段ボールはちょっと頑丈でないので、体重の軽い人向きかなと思いました。とにかく蓋をぐいちにする。そのまま蓋をしてこうすると弱いので、こういう方法があるそうです。そやから私は段ボールを資源ごみに出しておりましたけれども、それを聞いてから、家でためとかないかんなど思っております。だから資源ごみには出しませんのでよろしく。

それと、先ほど言いましたように密にならないためには段ボールベッドを置けば、もうすぐ横にかなりの人たちが収容できる。効率がいいということになります。

それで、とにかくそういったことも含めながら、マニュアルとかづくりにぜひ早急に、災害は明日のことも分かりませんので、今からちょっと面倒くさいと思う、大変だと思いますけれども、早急にマニュアルとかガイドラインづくりをしていただけたらと思います。簡単にお答えいただきたいと思います。

それとね、床にたまった飛沫は24時間以上残っているそうです。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼します。それでは、先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず3.5平米ということで今お話を聞きました。実際のところ、1.65平米で換算しますと、うちの今の先ほど8か所の避難所でいきますと、1,700人ぐらいの避難者なんですけども、ただそれを今倍にしますと半分になってしまいます。現実、800人から900人の収容しかできない状況です。その中で、間仕切りベッドは100セットです。という状況でございます。

先ほどお話があった35センチの高さというので飛沫、床に飛沫されたものが舞い上がってというようなところで避難所は危険になるという話を聞いております。それで35センチを確保するといったところで、先山議員の今描いていただいた絵、すばらしいなと思いました。この写真で言うところの感じのイメージをそのまま絵で描かはったのかなと思って、ほぼ同じものかなというふうに感じさせてもらいました。

そういったもので、先ほど私が言わせてもらったのが、こういったテント的なこんな感じで購入を考えております。

いずれにいたしましても、今後飛沫感染にならないように、その辺の充実を図っていきたいと思います。

そして今、先山議員からも自宅のベッドということでいろいろなお話をいただきました。それにつきましても今後勉強させていただいて、いろんなところで、今後のマニュアルづくりに参考にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 5番、先山哲子議員の関連質問は、以上をもって終結します。

続きまして、関連質問として9番、木口屋修三議員。木口屋議員。

9番（木口屋修三）（登壇） 関連質問ということで、質問させていただきましても、質問というよりも私の要望だけでもう結構でございますので、よろしく願いいたします。

避難所でのコロナウイルス感染予防対策については、南議員、先山議員と同様でございます。いろいろ答弁していただきました。理解をしておりますので、改めての答弁は結構でございます。

見えない敵との闘いで長期となり、大変困難な対応となってくると思います。避難所等でのクラスターが発生しないよう、3密の回避、ボランティア活動等や災害医療体制など、適切な運営を要望しておきます。よろしく願いします。

議長（伊藤勇二） 総務部長。

9番（木口屋修三） いいですよ。

議長（伊藤勇二） 9番、木口屋修三議員の質問は、以上をもって終結します。

以上をもって、3番、南真紀議員の質問を終結します。

暫時休憩します。再開は午後1時15分とします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 1時14分

議長（伊藤勇二） それでは、休憩を解き、再開します。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。神崎議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、まず補聴器購入費への助成をとということで質問をいたします。

3月の定例議会で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求める意見書というのを提案させていただきまして、議員各位の賛同を得て国に提出いたしました。それを知った町民の方から、いつ頃から助成される

んですかとか、いやいやあれは意見書を出しただけなのでまだ、というような話をしたりとか、早く助成してほしいといった声が寄せられました。そういうこともありまして、今回この質問をしようと思ったわけです。意見書のときにも言いましたけれども、難聴になると、家族や友人との会話が少なくなって、会合出席とか外出の機会が減って、コミュニケーションの障害が起こるとされています。誰かに声をかけられても聞こえなくて、返事をしないと、あの人は何だ無礼な人だと誤解を受けてしまい、なおさら外へ出にくくなる。社会的に孤立するという悪循環になり、認知症につながっていきます。

厚生労働省の平成24年3月の介護予防マニュアル改訂版でも、「社会活動が不活発であることが認知症の発症リスクを上げる。閉じ籠りは認知症の発症のリスクとなる可能性がある」とした上で、高齢者のひきこもりの要因の一つに聴力の低下を上げ、対策を求めています。

しかし、日本では、補聴器の価格が高く、普及が遅れています。補聴器の価格は片耳当たり3万円から高いものでは30万円以上するというものまでいろいろありますけれども、基本的な性能を持ったものは平均15万円で、高過ぎるという声が多くあります。ヨーロッパ諸国などでは、補聴器購入にかなりの額の公的助成制度があります。日本でも補聴器購入費への助成をする自治体が増えていきます。3月議会のときは20と言いましたが、今年4月から助成を開始した自治体が二つあります。一つは静岡県の磐田市で、対象は70歳以上で両方、両耳の聴力が30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象にならない人、医師により補聴器の使用が必要だと証明されている人。助成額は購入費の2分の1以内で3万円を限度としています。もう一つは愛知県の設定楽町です。対象は65歳以上で、やはり障害者支援法に基づく補聴器の支給対象にならない人、医師の必要性を認める意見書を得ることができるもの。助成の内容は1人1回限り3分の2以内、5万円を限度、また修理調整に要した費用2分の1以内で1万円を限度という、そういった内容になっています。

要介護認定の調査の中に聴力の項目があります。三郷町の4月27日から5月29日の約1か月間という短期間のデータですが、対象者60人のうち25人、約4割の人が難聴という実態です。三郷町でも、加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度をつくることは考えられませんか。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 本日、デビュー戦でございます。緊張と森町長からのプレッシャーにより、昨夜もあまり寝れなかったんですけども、誠心誠意答弁させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、加齢性難聴は日常生活を不便にするだけでなく、社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、難聴により脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能低下につながり、鬱病や認知症の危険因子にもなると指摘されるようになってきました。また、高齢者は、一般的に加齢に伴い身体能力が徐々に低下し、日常生活に様々な支障が生じます。このために、介護保険制度により認定を受けておられる高齢者に対しましては、介護サービスや福祉用具に係る給付を行っているところであります。

介護保険制度の福祉用具につきましては、日常生活の便宜または機能訓練のために、車椅子や歩行器、腰かけ便座や入浴補助用具が対象であり、補聴器につきましては、眼鏡や義足などと同様に、身体の一部の欠損、または低下した機能の補完を主たる目的とするものであることから、貸与の対象とはされておられません。一方、聴覚障がいのある身体障害者手帳の認定基準は、両耳の聴力レベルが70デシベル以上、または一方の耳の聴力レベルが90デシベル以上、かつ、他方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の方に対しまして交付しており、障害者総合支援法の補装具費支給制度に基づきまして、補聴器の購入を助成しております。

聴覚障がい者には、聴覚障がい6級以上の身体障害者手帳が交付されている方を対象として、必要と認められるときに、日常生活の能率の向上を図ることなどを目的として補聴器の助成を行っており、難聴を含め、老化に伴う身体機能の低下に対応した社会生活上の支援を行うことは、実施による効果を見極めながら検討する必要があることから、助成につきましては、現段階では、考えておりません。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 最近になって、補聴器によって、鬱や認知障がいや抑制されるという報告がたくさん出るようになってきています。2015年にフランスのボルドー大学でアミーバ教授が行ったコホート研究は、25年間ずっと対象者を追っていったという調査で、「難聴者が補聴器を使っていないと認知機能は低下

する。しかし、補聴器を装用すると、それが抑えられる」というデータが出ました。また、2018年には、イギリスで7,385人を対象にして、かなり厳密に聴力も調査した研究結果では、「難聴が高度なほど認知機能が低下した。補聴器装用者の認知機能は保たれていた。難聴者の社会的孤立が認知機能低下と関連していた」という結果が出ています。また同時に、「単純に補聴器をつけているだけでは認知機能の低下を抑えられない。補聴器をつけてなおかつ聴覚トレーニング、認知トレーニングをすることが非常に重要だ」という論文が発表されており、注目をされています。

補聴器はつけたからといってすぐ快適に聞こえるわけではありません。補聴器から入ってきた音を脳の中で言葉として理解するための調整とリハビリが必要です。それを理解しないで購入して、うまく聞こえないとやめてしまう人が多いのも日本の利用率が低い理由の一つになっています。専門医は、快適に利用するには3か月程度の調整と脳のリハビリが必要としています。若ければ若いほど、脳がリハビリの働きかけに応じて変化する能力があるわけですから、身体障がい者の認定を受けられない中度、軽度の早期から補聴器を使用して、補聴器に慣らして脳をトレーニングすれば、難聴者の社会参加を促し、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができます。認知症予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

そういったことから、補聴器購入費への助成を実施している自治体の対象者というのは65歳あるいは70歳以上で、障害者支援法に基づく補聴器の支給対象にならない。そして、医師により、補聴器の使用が必要だと証明されているというところがほとんどになっています。

先ほど要介護認定の調査の中の聴力の項目で、三郷町では約4割の人が難聴という実態ですと言いましたけれども、この4月から助成を始めた設楽町は、高齢化率が50%前後という町ですけれども、そこでは要介護認定の調査では半数以上が軽度中度の難聴者となっています。三郷町でも、今後高齢化がさらに進み、補聴器へのニーズがますます高まると考えられますので、今のところ助成は考えていないということですが、そういった高齢化が進むということなども考えまして、今後の検討課題ということで考えていただけたらと思います。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 早期からの補聴器使用につきましては、議員がお

っしやるように、加齢による聴力低下があっても、早期のうちに使用することで聞こえを取り戻すことは可能であるということは伺っておるんですけども、補聴器の使用が有効である一方、また音の調整の難しさなど、あと magari ハビリなど、利用者にとってもかなり大変であるということは聞いております。また、認知症の予防の効果につきましては、まだ日本においては根拠が確立を十分にされていらないというような状況もございます。

先ほども述べましたけれども、難聴の程度によって障害者手帳が交付され、その場合には福祉サービスが受けることができるということでもありますので、必要がある方につきましては、障がい者福祉サービスをお受けいただくということで考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

しかしながら、国におきましては、平成30年度から3か年計画で、障がい者、聴覚障がいの補正による認知症機能低下の予防の効果を検証するというような研究を進めておるといことも聞いておりますので、まずは、国の研究の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 神崎議員、再々質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 現在のところは考えていらっしやらないということなんですけれどもね、やっぱりいろいろと、分かっているんだとおっしゃっていますのでね、これから三郷町も高齢者の方が増えていくので、そういう認知症予防について効果が、すごい確定したわけではないけれども先ほども言いましたように、かなり研究も、そういうさっき言ったような結果も出てきていますのでね、将来的にはそういったこともちゃんと視野に入れて考えていっていただくことを要望して、終わります。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。神崎議員。

1番（神崎静代）（登壇） コロナ感染拡大で減収の方に町税等の減免をとということで質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う減収によって、非正規雇用の方、自営業の方など、生活を直撃して大変になっているところです。町税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金、町営住宅の家賃の徴収などが猶予されることになりましたけれども、猶予というのは、いずれ払わなくてはなりません。相当の損失を受

けた納税の資力がない方には猶予ではなく減免すべきだと考え、一般質問の通告を提出したところです。提出の時点ではまだまだ不確定なこともありましたが、その後において、国民健康保険税と介護保険料については、この6月議会に減免のための条例改正が提出されるなど、いろいろな施策が判明をしてくれています。国民健康保険税、介護保険料なども含め、町税、水道料金、町営住宅の家賃の減免について、改めてこの場でご回答いただきたいと思います。

議長（伊藤勇二） 池田副町長。

副町長（池田朝博）（登壇） 本来ですと、担当部長がお答えをさせていただくところなんですけども、今回のご質問内容が、各部にまたがるご質問の内容となっております関係上、便宜上私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。なお今後のこととなりますが、各部長の答弁の機会をなくしてもいけませんので、その辺はできましたら内容は一つの部もしくは二つの部までで、簡潔にご質問をいただくのがありがたいかなあとということで、その辺はよろしく願いをしたいなというふうに思います。

それでは、神崎議員の2問目のご質問に対してお答えをしてみたいと思います。

まず、町税でございますが、大きく分類いたしますと、各納税者の担税力に合わせ、「人」に課する税と、客観的諸条件に着目して「物」に課す税に分類されます。

「物」に対する税でございますけども、固定資産税、軽自動車税につきましては、徴収猶予の特例にて対応いたしておりますが、中小事業者が保有する設備、建物につきましては、令和3年度の固定資産税から売上げの減少幅に応じ、ゼロもしくは2分の1に減免するという税制改正が行われることとなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、「人」に対する税でございますが、個人住民税につきましては、税条例において、「所得が皆無になったため生活が著しく困難となった方またはこれに準ずると認められる方」に対する減免を規定しておりますが、ただ規定の内容が詳細に示されておりません。そのことから、今般いろんな形で各自治体のほうで減免規定の見直しをされてるというふうに聞いておりますので、私ども三郷町におきましても、他の市町村の基準を参考にしつつ、適用基準や減免額を、現在検討しております。間もなく普通徴収の個人住民税が賦課決定をしますが、それまでに間に合うように規定を確定していきたいなというふうに考えているところでご

ざいます。

次に、議員もおっしゃっていただきましたが、国民健康保険税と介護保険料についてでございます。本定例会に三郷町国民健康保険税条例の一部改正、三郷町介護保険条例の一部改正におきまして、国が定める基準に基づく減免を上程させていただきます。詳細な内容は各委員会でご説明させていただきたいと思いますが、概略をここで申し上げますと、減免の対象となる国民健康保険税と介護保険料は、令和元年度及び令和2年度分の保険税・保険料で、本年2月1日から翌年3月31日までに納期限が到来する保険税・保険料が対象となります。

次に、減免の対象となる世帯及び減免額につきましてでございますが、1点目として、新型コロナウイルスにより世帯の主たる方が死亡または重篤な疾病を負った場合は、その世帯は全額免除といたします。

2点目として、新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる方の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の基準額以上の減収が見込まれる場合は、それぞれの基準により、算定した額を減免することとなっております。

次に、水道料金の減免につきましては、全世帯、全事業所を対象に、7月分と8月分の2か月分の基本料金を減免いたします。

最後に、町営住宅の家賃につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、収入が減少し、やむを得ず家賃が支払えない状況にある方には、十分な状況確認を行い、必要に応じて家賃の支払い期間の猶予で対応しております。なお、町営住宅は政策家賃で運営しており、低額に設定されているということもございますので、減免を行うことは考えておりません。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） よろしいですか。2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、6番、高田好子議員の質問は、一問一答方式で行います。高田議員。

6番（高田好子）（登壇） まず初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々及び家族、関係者の皆様に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者や社会福祉関係、行政の皆様など、感染拡大防止に尽力をされている皆様に深い敬意と感謝を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告させていただきますし

た1問目の項目、ひとり親家庭の支援について質問をさせていただきます。

厚生労働省の調査によりますと、平成27年度の子どもの貧困率は13.7%で、子どもの7人に1人とされ、特にひとり親家庭の貧困率は50.8%、2人に1人が貧困状態にあり、極めて高い状況にあります。経済的にも厳しい状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあり、自立支援の充実喫緊の課題であり、大変重要だと考えております。政府は平成27年12月に取りまとめた「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の中に、ひとり親家庭の自立支援の充実が「ひとり親家庭自立応援プロジェクト」と掲げております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少し、臨時休校で子どもの在宅時間がふえ、食費や光熱費がかさむなど、経済的に厳しい状況に直面しているひとり親家庭もあります。政府の第1次補正や第2次補正予算案では、児童扶養手当の受給世帯に対し特別給付を行うための予算計上もされました。また、町独自の地方創生臨時交付金や、ほかにもひとり親家庭等日常生活支援事業などの支援がなされているところではありますが、コロナ禍の下で、ひとり親家庭では、経済的な不安だけではなく、子どもの生活習慣、学習、住居、就労、健康など、様々な内容で悩まれております。1人で困難を抱えている場合もございます。

ひとり親家庭が孤立せず、社会全体で応援し、一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援につながることを期待いたしまして、お伺いいたします。

母子・父子世帯は年々増加傾向にあると聞いております。そこで、過去3年間の本町における児童扶養手当の推移をお尋ねいたします。

また、8月の現況届提出の受付体制はどのようになっているのでしょうか。仕事で平日の時間帯に来庁できない方に対して、時間外対応や休日対応などもされているのでしょうか。ひとり親家庭実態調査によりますと、母子・父子家庭ともに、現在悩んでいることや困っていることがあると回答されてる方が多く、生活費のことや子どものこと、仕事のこと、また、老後や健康のことなど、様々な内容が挙げられております。

そこで、ひとり親家庭の方に対して、本町での相談窓口の現状についてお伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

平成27年度に厚生労働省が実施しました国民生活基礎調査によりますと、18歳未満の子どもの貧困率は13.9%となっております。この数値は、前回調査となる平成24年の貧困率16.3%と比較しますと、2.4ポイント減と、若干改善しているところであります。また、ひとり親世帯の子どもの貧困率につきましては、平成24年は54.6%、平成27年は50.8%であり、3.8ポイント減と改善傾向にあります。しかしながら、依然として子ども2人に1人が貧困状態であることから、ひとり親世帯への支援は喫緊の課題であります。

このような状況の中、本町では、ひとり親家庭への経済的負担を軽減するため、ひとり親世帯を対象に医療費の助成を行っており、平成28年度に所得制限を撤廃いたしました。さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町独自の支援策といたしまして、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者に対し、児童1人当たり、それぞれ1万5,000円を給付する予定であります。この給付金制度では、例えば児童扶養手当の受給者で、かつお子さんが中学生以下の場合、児童1人につき児童手当分と児童扶養手当分の合計3万円を。また、そのお子さんが中程度以上の障がいをお持ちの場合は、特別児童扶養手当分としてさらに1万5,000円が加算され、3手当全ての受給対象となります。

次に、児童扶養手当の支給世帯数の推移であります。平成29年、30年度ともに175世帯、令和元年度は159世帯と、16世帯の減となっております。

続きまして、現況届提出時の受付体制につきましては、原則平日の開庁時間にお願いをしておりますが、仕事などを理由に時間内に来庁できない保護者もおられます。このような場合は、できる限りご要望の日時に合わせ、夜間や休日を問わず、対応させていただいております。

最後に、ひとり親家庭への相談窓口につきましては、平成30年4月に「子育て世代包括支援センター」を福祉保健センター内に設立し、医療及び子育て支援機関等と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない継続的な相談体制を構築しているところであります。

今後におきましても、ひとり親家庭を含め、子育て世代の皆様が感じる不安や悩みごとへの支援の充実化に努めてまいりたいと考えております。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 再質問させていただきます。

ただいま児童扶養手当の支給世帯数が本年度は減少ということで、また8月の

現況届もスムーズに対応していただいているということで、時間外とか休日とかもできる限り時間を合わせていただいているということでした。普段多忙なため、なかなか来庁できないひとり親の方々に直接、どんなことで困っていらっしゃるのか、また、どんな支援が必要なのか、丁寧に聞いていくことが必要だと思っております。相談に対応するため、現況届提出時には貴重な機会であると思っておりますので、現況届の案内にも「自立に向けた様々な相談ができますよ」というふうな点もしっかりと周知していただきたいと思います。

国の自立支援プロジェクト、「すくすくサポートプロジェクト」には、ひとり親家庭の多様化する悩み等に対応するために、一つ、自治体の窓口のワンストップ化の推進、二つ、子どもの居場所づくりや学習支援の充実、三つ、親の資格習得の支援の充実などが挙げられております。本町では先ほども部長からありました「子育て世代包括支援センター」が、こども未来課、こども健康課で開設されているということで、心強く思っております。先ほども述べましたが、ひとり親の方は多忙で、複数の困難な事情を抱えているという方も多く、相談内容も子育て支援に限らず、生活支援、就業支援など経済的支援に及ぶことも想定されます。より一層の窓口の充実をお願いしたいと思います。

そこで、お尋ねいたします。ひとり親家庭の抱える課題は多岐にわたっていることから、福祉や教育等の関係機関が相互に連携することも必要であると思えます。そこで、ひとり親家庭の相談に対応する母子父子自立支援員による相談支援のお考えはありますか。また、現在スマートフォンを活用して検索することも多いと思いますので、いつでも悩みや困り事を、LINEや各種サービスを通して聞くことができるチャットボット、AIを活用した自動会話プログラムを導入してはいかがでしょうか。県や近隣市町村でも導入されております。ひとり親家庭の厳しい状況が続いておりますが、ひとり親家庭の安心と希望となるような支援や、さらなる取り組みを心よりお願い申し上げまして、ご答弁をお聞きし、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再質問についてお答えさせていただきます。

まず1問目の母子相談員についてでございますが、本町では、母子相談員は現在配置しておりませんが、こども未来課のほうにコンシェルジュ1名を配置いた

しまして、ひとり親家庭をはじめ、子育て支援世帯の保護者が感じる不安や悩み等の相談支援を行っており、案件によりましては、保健師や保育士、また教育委員会、児童相談所などと連携を図りながら、保護者の抱える不安の解消に努めているところがございます。しかしながら、ご指摘のように、住民の皆様には、まだまだ周知し切れていないところもございますので、今後町の広報やホームページ等を活用しながら、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目のAIチャットボットアプリについてでございますが、奈良県内では、昨年10月に県と郡山市、宇陀市、王寺町、田原本町、広陵町が合同で、スマートフォンのLINEアプリから入力し、AIを活用したチャットボットシステムを採用しているというふうに聞いております。本町といたしましては、既に採用しています近隣の王寺町、田原本町のほうに足を運び、アプリの導入により、住民の満足度はどうなのか、また、AIが自動回答することによって、業務の効率化が図られているのか、システムの導入や国の補助金があるのかといったことを検討させていただきまして、今後、検討していきたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。高田議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。「ヘルプカード・ヘルプマーク」についてでございます。

難病や障がいなどを抱えた人が、緊急連絡先や必要な支援をあらかじめ記載しておき、災害時や日常生活の中で困ったときに提示することで、周囲の配慮や手助けを求めやすくするための「ヘルプカード」や、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや精神障がい、発達障がい、中でもディスレクシア、読み書きに混乱がある方、妊娠初期の方など、外見上援助や配慮を必要とすることが分かりにくい方が、周囲の方に配慮を必要とすることを知らせることで、援助を得やすくするためのものが「ヘルプマーク」です。皆さんもご存じだと思うんですが、こういう感じのものです。障がいを有する方の中には、みずから困ったと伝えられない方や手助けが必要なのにコミュニケーションに障がいがあって困ったことを伝えられない方、困っていることを自覚されない方もおられ、周囲の方が障がいの内容や求めておられることが分からず、どう支援していいのかわからない状

況があります。その両者をつなげるためのきっかけをつくるツールが「ヘルプカード」であります。また、周囲から配慮を必要としているものの、外見から分かりにくい方のため、例えば公共交通機関の優先座席に座りやすくするなど、周囲の方に理解してもらうために有効なものが「ヘルプマーク」になります。

手助けが必要な人と手助けをする人をつなぐかけ橋にもなります。平成24年に東京都が導入し、普及にも力を注ぎ、全国の自治体で配付の動きが進み、平成31年3月現在では41都道府県に導入されました。奈良県では、平成28年10月から、「ヘルプカード・ヘルプマーク」を必要とされる方がお住まいの市町村において配付されており、普及にも取り組まれています。本町においても申請を行えば、「ヘルプカード・ヘルプマーク」を配付していただけるとお聞きしております。

しかしながら、ヘルプマークについて数人の方にお尋ねしたところ、知らない方がほとんどで、まだまだ浸透していないのだと思いました。援助や配慮を必要とされる方が所持、携帯していただくことはもちろんですが、周りでそのマークを見た人が理解しないと意味がありません。今後は住民の方々に、「ヘルプカード・ヘルプマーク」というものがどういうものなのかということを周知していただくことが大切であり、援助や支援を必要としている方々への理解を深めて、つながりのある地域づくり、また、SDGsの基本理念、誰一人取り残さない社会、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要であると考えております。

その上で、「ヘルプカード・ヘルプマーク」について、本町の認識をお尋ねいたします。

また、「ヘルプカード・ヘルプマーク」の配付開始時期は県と同じく平成28年度からでしょうか。何個配付されたのでしょうか、お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、ヘルプカードとは、「いざ」というときに必要な支援や配慮をうまく伝えることが難しい方の意思伝達手段として示すカードで、支援してほしい内容などを記入し、普段から携行することで、災害時や緊急時、また、日常で困り事が起こったときなど、周りの方に示すことで、投薬や通院に関する情

報などを的確に提供することが容易になり、外出時の急な体調悪化などの際にも必要な支援や治療などが受けやすくなります。ヘルプカードは、特に聴覚障がい者や内部障がい者、知的障がい者の方など、一見障がい者とは分からない方が、周囲に支援を求める際に有効とされています。

次にヘルプマークは、赤字に白色で十字とハートマークがデザインされ、先ほど高田議員がお示しされたんですけども、こちらに実物がございます。これがヘルプカードでございます。こちらがヘルプマークです。このヘルプマークをカバンにつけて、自身が援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができます。障がいのある方や難病の方、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのものです。ヘルプマーク・ヘルプカードにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、平成24年10月に東京都において考案され、本町におきましては、平成28年10月に、奈良県から配布され、住民福祉課及びこども健康課の窓口で配付しております。

さて、ヘルプカード・ヘルプマークについての本町の認識でございますが、支援を必要とする方と支援を行う方を適切に結びつけるきっかけづくりになるものと考えており、緊急時や災害時などに障がいや難病のある方が効果的な支援を受けるためには、その方の障がいや病気の状況、必要な支援の内容などが周囲の方に適切に伝わるのが大切であります。また、障がい者用トイレや交通機関の優先席を利用する場合や、災害や突発的なトラブルが発生した場合など、分かりやすいマークを身に付けていることで、援助につながることは、障がいのある方にとって大きな安心が得られるものと認識しております。

このことから、町といたしましても、ヘルプカード・ヘルプマークは大変有効で必要なものであると考えており、ヘルプカード・ヘルプマークが広がることは、困っている方をみんなで助け合う社会を実現することにつながるのと同時に、SDGsの理念であります、「誰一人取り残さない」社会の実現にもつながることから、ホームページには既に掲載しておりますが、今後さらに普及するよう、ポスターの掲示、チラシの設置、広報での特集や、フェイスブック、またLINEなどで積極的に周知してまいります。さらに、町では、スマートシティ構想の基本目標に、「子育て・教育環境の充実」を掲げており、地域BWAを活用した妊産婦の健

康データの収集、利活用を行うことで、ヘルプマークがなくてもいち早く情報を把握することができ、緊急時など具体的な支援策に活用するなど、SDGs 未来都市として、一歩上を目指した安心安全なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、三郷町での配付個数につきましてです。平成28年10月から配付しておりまして、平成28年度で6個、29年度で22個、平成30年度で29個、令和元年度で37個、合計94個配付させていただいております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 高田議員、再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 再質問させていただきます。ただいま部長より町の認識をお伺いして、大変有効で必要であるということを感じているということがよく分かりました。94個今までで配られているということで、またそれが促進していくように思っております。

「ヘルプマーク」は妊娠していることを示すマタニティマークなどに比べると、認知度は低く、「ヘルプカード」も以前は各自治体でデザインや形態などが違い、独自のものが作成されておりました。東日本大震災で被災された障がい者の方から、自治体を越えて移動する際にも活用できるようなものが欲しい、また、一般の人にもあまり知られていないことが不安という声上がり、統一的に活用できる全国共通のものが採用されました。先進的な取組をされている自治体で、聴覚障がいの方が救急車を利用した際に、救急隊員が「ヘルプカード」を見て、手話通訳が必要であることを知り、手配することができたことや、また避難訓練などで「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」を使用することで、災害時の要援護者への支援について理解が広がったということが紹介されております。現在新型コロナウイルス感染症の状況下で、日常生活だけではなく、いつ起こるかもしれない災害や事故のときなどに、安全に避難することが難しい場合や、状況に応じて臨機応変に対応することの困難な方が援助や配慮、支援を受けやすくするようにも作成されたものが「ヘルプカード・ヘルプマーク」の理念であり、非常に大切であると考えております。

そこで、お尋ねいたします。「ヘルプカード・ヘルプマーク」を必要としている方の配付はホームページを見ますと、先ほどもありましたが、住民福祉課と今年の4月からこども未来課のほうでも配っていただいているということですが、長

寿健康課など関係のある課や、また町内公共施設等にも配置していただけないでしょうか。また、配付窓口での受け取りが困難な方に対しては、どのような配慮をされてますでしょうか。また、それを「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」は郵送で配付することはされているのでしょうか。町民の皆様の認知度を一層高めていただけるように、先ほどもありましたが、広報やフェイスブック、ポスター等の周知を徹底していただき、さらなる取組をお願いし、私の2問目の質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

議長（伊藤勇二） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず先ほどの配付場所につきましては、申請いただいてご説明をさせていただいてからお配りということをさせていただいておりますので、説明もやっぱり要ることから、ほかの公共施設ではなかなか設置するのは難しいんですけれども、長寿健康課につきましては、配付をできる体制を整えさせていただきます。あともう1件、住民福祉課とこども健康課のほうにも置いておりますので、よろしくをお願いします。

次に、窓口での受け取りが困難な方への対応ということなんですけども、健康状態などの理由でなかなか外出が困難な方からご相談いただいた場合には、郵送による対応も行っており、柔軟な対応を図っております。

最後に、今後につきましては、議員がおっしゃいましたように、まだまだ周知不足は否めず、制度を知っていただいてこそ効果を発揮するものと考えておりますので、先ほども申し上げましたが、広報による特集記事、そしてまた広報の挟み込みによる周知など、また各種会議や研修の機会にもヘルプマークの必要性とか利用方法などを説明するとともに、併せていざというときに役立つように常に携行することについて、実際に障がいをお持ちの方にも周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 6番、高田好子議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、5番、先山哲子議員。先山議員。

5番（先山哲子）（登壇） 「新型コロナウイルス問題が長期化する中で子どもたちへの教育対策は」ということで質問させていただきます。

ども、三郷町でもICT教育にはかなり力を入れてまいりました。休校中のオンライン授業にはまだまだそこまでは至ってないかと思えます。実施ができてなかったかと思えます。これもちょっと確認したいと思えます。

全国で1,213自治体のうち、デジタル、インターネットを教材、学習に活用できたのが29%ありました。また、双方向のオンライン指導は僅か5%にすぎません。3か月近い休校中の学習指導、教育はどのように三郷町では対応しておりましたでしょうか。小学校、中学校それぞれお答えいただきたいと思えます。分かりましたでしょうか。3月から6月、3か月間の休校中の学習教育に対する対応の仕方の内容と、また地域別に、AとBグループに分かれて登校してきておりましたね。そのときの学習時間とか大体で結構です。給食はどうであったのか。その内容とかをお答えいただきたいと思えます。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、先山議員のご質問にお答えさせていただきます。

本年2月27日、政府から新型コロナウイルス感染症対策として、3月2日から春休みまで、全国の小中学校と高校、特別支援学校に臨時休校を要請したことを受け、本町の小中学校も臨時休校となりました。

その後も新型コロナウイルス感染が広がり、子どもたちの安全確保が保障できないことに加え、4月16日に奈良県にも緊急事態宣言が発令されたことに伴い、臨時休校を5月31日まで延長したところでございます。

議員ご質問の教育対策ですが、休校中には、週に1回程度、教員が各家庭を訪問し、子どもたちの健康状態の把握や課題を与え、次の訪問時に回収、及び新たな課題を与えるといった方法で、学力が落ちないような対策を講じておりました。また、中学校につきましては、これに加え、5月中旬には、教員が授業や課題の解説等の動画を作成し、学校ホームページに配信して、生徒たちがこれを閲覧して勉強しており、今後も、その動画の振り返り授業も行う予定であります。

なお、5月14日、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る学校再開ガイドライン」を策定しまして、5月25日から、小学校につきましては地域別に2班に分けて、午前3時間の登校をしておりました。また、中学校につきましては、出席番号を奇数偶数に分けて、午前、午後という時間で学習をしておりました。5月25日から5月31日まで行いまし

た。また、6月1日から再開をしましたが、ここも、その翌週も引き続き、同様の分散登校をしておりました。ただ、6月8日、給食の件につきましてですが、来週8日の月曜日から給食の開始を行う予定であり、それに伴いまして、全校一斉登校を行っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 先山議員、再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 約3か月間もの長期の休校で、学校と自宅との学習を合わせると少なくとも350から400時間、あるいはそれ以上の学習が減少と言われております。また、塾に行っている子どもたちは、さらにそれプラスとなります。先ほどおっしゃったように週1回家庭訪問、これもいいことではありますが、週1回回って、それだけではとてもとてもこの学習の回復には追い付きません。また、解除になりましても今後、また第2次、第3次も予測されますし、この遅れを取り戻すということが今、喫緊の課題となっております。

将来の学習に大きくこの空白の時間は影響すると言われ、この遅れを取り戻すためには、また非常に大変だとは思いますが、どのように学習、教育に取り組んでいくのか、その対応とか計画があれば、もうアバウトでも結構ですのでお聞かせください。

それから来週、2週目からは普通の登校ということですね。部活のほうも給食も普通どおりとおっしゃいましたが、部活のほうも通常どおりでしょうか。

今後の、こういうふうに学習の空白を取り戻していくにはというようなことをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（伊藤勇二） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず部活につきましては、通常どおり、部活を行いますけれども、やはりこの状況では、「密」を避けるための措置を講じながら、部活活動のほうをしていただくように指導はしております。

そしてまた、今後の件ですけれども、夏休みを小学校では、8月1日から8月23日まで、中学校は8月8日から8月23日までに短縮しまして、授業日数不足を補う措置を講じますけれども、それでも、授業日数不足を補うことが困難な場合は、各学校とも慎重に協議しながら、学力保証に取り組んでまいりたいなど

思っております。

また、本町の「人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGO」の実現に向けて、町内全域に構築する地域BWAを活用し、将来的には、相互通信による「オンライン授業」や、登校が困難な児童・生徒に対して、自宅にてリアルタイムで授業に参加できる「ドリームスクール構想」の実現に取り組み、一歩も二歩も進んだ教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再々質問を許します。先山議員。

5番（先山哲子）（登壇） 一言だけですが、長期休校によって、子どもたちの6割が憂鬱、不安と答えております。訴えております。また、勉強の遅れが不安である高学年の子どもたち、中学生の受験前の子どもたちは特にものすごく不安に思っております。中には、授業がなくて楽しい、うれしいという子どもたちも何パーセントかおられます。また、子どもたち、若い人には感染しにくいと言われておりましたけれども、その中でもやはり感染者は増えている。徐々に、子どもたち、小学生とかそれ以下の子どもたちも感染しておりましたね。この子どもたちが学校に行った場合いじめの対象となる、そういうことがないように。また、心のケアも必要でありますし、今後の教育の工夫が求められております。

こういったことも配慮しながら、ぜひ、学習の遅れを取り戻す、また精神的な心のケアの尽力もよろしく願いして、私の質問は終わります。もう回答は結構です。一生懸命やってくれはると思いますので回答は結構でございます。

議長（伊藤勇二） 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、4番、黒田 孝議員。

4番（黒田 孝）（登壇） ただいま、議長のお許しを得たので、質問させてもらいます。先ほど辰巳部長が、デビューや言うてましたけど、私は2回目で、いつもデビューのつもりでいます。

今回、県道椿井王寺線椿井から三室工域の拡幅工事について、質問させていただきます。

要旨に書いてありますように、この事業は計画されてから、完了予定が去年という形で計画を進められましたけども、現在も完了されてません。途中で修正が加えられまして、完了予定が平成34年、令和4年になりますけども、予定をされてます。計画が遅れている理由はいろいろありまして、あまり個人的なことも

入りますので、計画を遅れていることに対しては特に私がとやかく言うのはちょっと差し控えたいと思います。

この拡幅工事の目的というんですか、趣旨は、そこに書いていますように、1から3番目です。まずは、子どもの通学路の安心・安全の確保、2番目は企業立地の、要するに交通の便を良くするよという、3番目は災害に強い道路の整備ということ。

1番目は子どもの通学路という形の安全確保ですけども、私がここでお願いしたいのは、特に子どもの通学路に関しては、交差点が2か所ございますけども、ここの拡幅工事が進まないことによって、心配するのが子どもの交通事故ですね。特にここの交差点は通学路になってますので、ここに書いてますように、勢野北の交差点は、東部地区、三室。夕陽ヶ丘、東信貴ヶ丘の子はここは通りませんけれども、その2地区が通学路になって、メインになってます。ほぼ毎日地区の見守りの方が見守ってもらっています。それと、北小の校長先生も毎日車で巡回してもらって見守っていただいている地区ですけども、この2か所、問題は通学路というのがどこにも標識がございません。危険やという標識もございません。グリーンラインも引かれてないような状態で、どこにも通学路という表示がないので特に危険やと思っております。

私、去年議員になってから、地域の方が一番頭に置いておられて、どういう状況になってるのかいうてしょっちゅう聞かれます。今年の2月に郡山土木に、私ともう1人、2人で行きまして、いろいろ説明を聞きました。そういう状況で、いろいろ言えない部分があるのでなかなか言えない状態だったんですけども、ホームページでいろいろちょっと資料を当たってみたらこういう資料が出てきました。皆さんもホームページで検索してもらったら、いつでも閲覧できると思いますので、また見といてください。

そこには、こういうような三つの趣旨いうんですか、書かれてました。災害に対しても強いというのは、ここはものすごい渋滞する場所です。渋滞が起こることによって、団地内を通り抜けする車が頻繁に通ってます。その通り抜けする場所も通学路になってます。ある自治会の中のところではもう毎年のようにカーブミラーを、何台も潰して、役場の建設の方をお願いしているような実情です。この交差点も特に勢野北の交差点は電柱がさらになったぐらい、交通事故が頻繁に起こされてます。

というようなことで、まず、三郷町にお願いしたいのは、その進捗状況ですね。毎回議会の前に土木と打ち合わせしていただいているんですけども、そういうことが町民のほうに伝わらないのが実態です。出せない部分は結構ですけども、進捗状況を、こういうような形で進捗しているのだけ、町民のほうにお願いしたいのと、今現在通学路の安全を確保するためにどういようなことができるかというの、明示していただきたいと思います。

完成後は、この二つの交差点は右折専用レーンが4か所、全てになりますので、歩車分離式の信号にしてもらったら、子どもが横断歩道を渡るのに安全やと思います。ただこの歩車分離は当然、交通量が整備されないと、渋滞が起きますので、近くでは王寺の駅前が歩車分離になってます。あと河合町でイオンの前ですか、それが歩車分離に完全になってます。また、歩車分離も土木との打合せの中でお願いしたいということだけ、お伝え願いたいと思っております。

今の三郷町の考え方を報告願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 失礼します。黒田議員からご説明いただいたとおり、県道椿井王寺線は、国道168号線及び国道25号線の混雑を避け、多くの車が迂回する路線となっておりますが、道路の線形が悪い上、道路幅員も狭いために、車両相互の擦れ違いも困難な状況となっております。また、当該路線は、通学路に含まれる箇所があるにもかかわらず、歩道が未整備で、自転車及び歩行者の通行が危険な状況となっております。このため、現在行っております拡幅工事は、歩行者の安全確保や円滑な交通の確保等のため、歩道設置を含めた道路改良を、奈良県郡山土木事務所が行っているところであります。

議員お述べのとおり、三郷町内の工区には2か所の交差点、勢野交差点と、勢野北交差点があり、どちらも通学路に指定されております。当該交差点の改良につきましては、用地買収が完了してはございません。そのため、工事着手に時間を要しているところでございます。

ご質問いただきました通学路の安全確保についての考え方につきましては、今年度着工を予定している歩道改良の箇所でもあることから、この工事が完成するまでの間、暫定的に交通安全看板の設置や路面の表示等により、通学児童の安全確保ができるよう、郡山土木事務所とも協力して進めていきたいと考えております。

また、信貴山観光道路の交通渋滞につきましては、交差点改良により、右折レーンが確保されると解消されるというふうなことです。できるだけ早期に着手するよう、郡山土木事務所に引き続き働きかけてまいります。

先ほど議員におっしゃっていただいたとおり、従前より郡山土木事務所と町は、定期的に情報交換を行っております。令和2年度に県道椿井王寺線の三郷町内における着工予定について情報をいただいておりますので、ここでご説明をさせていただきます。

一つ目は、先に説明しました勢野交差点の歩道の改善です。この交差点付近の三室1丁目側の信貴山観光道路に接している空き地の造成工事というのがやってみて、そちらのほう今年度内に完了する予定で、その完了後に、残されている歩道工事のほうを着工する予定となっております。あわせて、議員からも、質問いただいている、三室第2児童遊園地側の交差点の角地ですけれども、こちら併せて整形して、交差点の見通しを良くして、改善していきたいなど。歩行者が安全に退避できるエリアを用意するというようなことになっております。

二つ目は、勢野北交差点の北側、住民広場の北側で拡幅工事を現在もやっているとところではあるんですけども、通行する自動車が走りにくい状況ですけれども、おおよそですけれども7月中には工事が完了できるのではないかと聞いております。それに伴って車両の相互の擦れ違いが容易になって、ただ歩道につきましては全体の線形の関係もありますので、1.5メートル幅の暫定的な整備にはなりますけれども、安全に通行していただけるように整えていきたいというふうに聞いております。

最後に、平群町の境から南に既に拡幅工事済みの道路までの箇所につきましては、所定の手続を進めて、年内には拡幅工事に着工するという予定と聞いております。

三郷町としましては、今後とも、郡山土木事務所をはじめ、関係機関と必要に応じて連携しながら、町内道路事情全般の改善に取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど、歩車分離の信号機の話ですけれども、これについては、道路が完成した段階で、交通量、もしくはそんなものを、警察等も関わってくる話ですので、その中で検討していく話になるのかなと思っております。

以上です。

議長（伊藤勇二） 黒田議員、再質問を許します。

4 番（黒田 孝）（登壇） いろいろ検討していただいたので、助かります。

一つ、もう一つ伝えさせてもらいますと、寂しい話なんですけども、三郷町が、特に大和郡山とか斑鳩町も含めて、通り道になってるような状態なので、できるだけ三郷町に目的があるということで通ってもらえるような道路になっていけば良いかなと思っています。私、35年前まで大和郡山に住んでました。2年間です。そのときも、三郷町は、大阪へ行くまでの通り道でした。それで、私が三郷町を選んだのは、大阪から便利ということで、住まいを35年前に移しました。現在も、大阪へ行くことが多いんですけども、やっぱり三郷町は大阪府に隣接するというので、すごく便利な場所なんですけども、ただ三郷町のことを考えると、やっぱり三郷町の中でいろいろよそから三郷町目的に来れるようなまちづくり、安心・安全なまちづくりをお願いしたいなと思います。

これで私の質問を終わらせてもらいたいと思います。

最後に、私の家の前、古民家ですけども、前が通学路になっております。第2児童公園の並びですけども、そこも白線は引かれてますけども、グリーンラインが引かれてないので、これも含めてお願いしたいと思っています。よろしく願いします。

議長（伊藤勇二） 黒田さん、答弁は。

4 番（黒田 孝） よろしいです。

議長（伊藤勇二） よろしいんですか。佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） すいません。答弁させていただきます。

一つ、二つ今言っていたと思うんですけども、三郷町内にそういう通り抜けられない状態で目的地を造るということにつきましては、私どもは今はお答えは都市建設課の担当の部ということで答えをさせてもらったんですけども、ものづくり振興課なりが産業、観光というようなところを担っておりますので、近辺、勢野の交差点から南というところが今後開発ができるのかできないのかということもありますし、そういったところも含めて、そういう拠点というものが整備できればいいなと私も考えております。

あと、グリーンライン、通学路につきましては、担当課にも相談はさせていただいた上で、必要に応じて引かせていただきますので、またご相談に乗っていただけたらと思います。

以上です。

議長（伊藤勇二） 4番、黒田 孝議員の質問は以上をもって終結しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時49分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

それでは、8番、澤 美穂議員、一問一答方式で行います。澤議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 皆さんこんにちは。8番澤 美穂でございます。先ほど、高田議員がお悔やみ、お見舞いのお言葉を述べていただきましたので、私は、住民の方からお預かりしております感謝の言葉をまずお伝えしたいと思います。このたびのコロナに関して、町としていち早く感染予防対策に取り組んでいただき、ありがとうございました。職員さんには、密にならないためにと3交代で勤務していただき、いつも以上に大変な中、人員が少ない中で、町民のためにご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。清掃センターの職員の皆さんも、4月からのごみ出しのルールが変更になって混乱する中、外出自粛でごみの量が増え、感染リスクにさらされながらも、きちんと収集をしていただき、また、ルールが守られず収集されなかったごみのお問合せには、そのお宅まで出向いて丁寧に説明をしてくださったともお聞きしております。そして、湯ノ口のバス停の、85歳のご高齢の女性がごみを持って出ようと玄関のところに出たら、ちょうどごみの収集車が来られまして、その地区の収集がまだだったにもかかわらず、車から降りて、そのごみを取りに来てくださって、このぎりぎりしている中本当にありがたく涙が出る思いだったと、感謝の言葉を述べられておりまして、必ず澤さんから皆さんにありがとうございますの気持ちをお伝えいただきたいということで、この場で言わせていただきました。本来でしたら、町長にこういうことがありましたと言ったら、町長で止まってしまう可能性もありますので、すみません、皆さん全ての職員の皆様にお礼を言ってくださいということでございます。

それでは、議長のお許しをいただきまして、ふるさと納税についてお伺いいたします。

総務省のデータによりますと、三郷町では、平成26年度からふるさと納税を始められ、その年は三宅町だけが始められてなかったようで、38市町村中21番目の納税額で、その年から順位を落とし続け、平成30年度は35位と、一番

悪い順位となっています。三郷町のふるさと納税をする人のつもりで、私が三郷町のホームページからリンクされているふるさと納税サイトに飛んでみました。三郷町では、大小16あるふるさと納税サイトの老舗と呼ばれる「ふるさとチョイス」を主に利用されており、1,741自治体のうち約1,500の自治体へ寄附することができ、情報量が豊富で、クレジット決済だけでなく、キャリア決済やコンビニ決済、銀行振込、郵便振替など、幅広い決済方法に対応しているので、いわゆるかご落ちと言われる決済方法や手続の煩わしさを、最後の最後に顧客を逃すことがありません。ただ、かごに入れてもらえる商品がそろっているかが問題です。このふるさとチョイスは、三郷町以外でも奈良県内の27市町村が使っているサイトで、競合他社が多い激戦区で販売しているのと同じ状態です。その激戦区において、三郷町は返礼品の品ぞろえが極端に少なく、多いベスト3は、1位が桜井市の651件、2位が奈良市の389件、宇陀市の234件となっていますが、少ない順でいくと、天川村13件、安堵町17件、三郷町の26件と、品ぞろえの悪さワースト3に入っている三郷町でございます。

その26件中、有力商品と思われる「DESIGN SETTA SANGO」、あのおしゃれな雪駄ですね。あちらが5足とも売り切れていて、実質21件で勝負をしている状態です。また、有名な「ミサトっこ」は、大人用と子ども用6足を一緒くたにされていて、大人しか選べない色、子どもしか選べない色やサイズがとても分かりにくいです。これを分けるだけで見やすく、品数も増えると思うのですが。また、致命的なのは、今年の干支としてイノシシを上げていらっしゃることです。紹介文には、2019年度の干支と入っています。今年は2020年、ネズミ年でもう6月です。ネットショッピングされる方には、この気持ちがご理解いただけるかと思いますが、放置された感のあるネットショップでは大丈夫かと不安で、その店で買うのをためらわれた方もいらっしゃるかと思います。まさしく三郷町が今そんな感じではないでしょうか。コロナで多忙なのは理解できますが、同じ条件下でも、他市町村では既にコロナ対策関連での寄附を募られているところもありますので、頑張ってくださいたいところです。

ちなみに三郷町が登録されているもう一つのサイト「さとふる」では、17市町村が利用し、奈良県トータルでの返礼品が2,300件あるうち、三郷町は42件、そのうち15件が品切れでした。ただ、さとふるでは、ミサトっこを1足ずつ紹介してあり、サイズ表記もM、Lとかではなく、何センチ相当の大きさと

表記されていて、見やすかったのも、ふるさとチョイスでも同じようにしていただきたいと思います。

ふるさと納税は寄附を目的とした、言わば、電子商取引を行うECサイトであり、いかに魅力のある商品をたくさんそろえるかにかかってくると思います。例えば、Gallery Kawariの商品なら、今年の干支だけに限らず、今年の年末で十二支全てがそろはずですから、現在、丑以外はそろえられると思いますし、また、ネックレスやイヤリング、ピアスなども品ぞろえに加えれば、他市町村との差別化になると思います。

以前から思っていたのですが、王寺町の「雪丸」があるのに、どうして「たつたひめ」がないのでしょうか。ゆらゆらと揺れるたつたひめをぜひ見たいものです。また、焼き菓子は「菜の花」というケーキ屋がお作りになられているのですか。どうして「ボン・シック」ではないのでしょうか。三郷町、ケーキと検索すれば、必ずボン・シックがヒットしますし、「信貴の郷」という名前のスイートポテトは唯一無二のオリジナルで、返礼品にはお名前からしても、ぴったりだと思います。岩崎さんは、チーズケーキ専門店のRocksや奈良市にもカラクというケーキ屋さんを運営されていて、抜群の知名度があります。最近では夏場はかき氷も人気なので、三郷町の返礼品として新たにオリジナル商品を開発していただければ、なおよろしいかと思います。他店でも買えるような同じような焼き菓子では魅力はありません。三郷町でしか買えないもの、例えば生駒市のラムネが良い例です。抽選でしか買えないラムネは、僅か8分で売り切れたこともあるそうで、今回のコロナ対策への返礼品としても出されたのが、もう既に受付終了になっています。

そして、できるだけ申込窓口は多いほうが良いと思います。手数料等が分かりませんので、今好き勝手に言わせていただいておりますが、窓口を広げればそれだけ目にとまるチャンスがふえると考えます。ふるさと納税をすることによって、三郷町のイメージを皆さんに全国の皆さんに分かっていただけるチャンスでもあると思います。メンテナンスの手間もかかるので大変だと思いますが、ふるさと納税には力を入れるだけの見返りがあると思っています。ふるさとチョイス、さとふる以外でも、手を広げられる予定なのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。澤議員の1問目のご質問にお答えさ

せていただきます。

まず初めに厳しいご指摘いろいろ頂きました。ありがとうございます。その辺を十分肝に銘じて今後進めてまいりたいと思います。

本町におきましては、平成26年8月より、ふるさと納税制度を開始し、議員ご指摘のとおり、寄附金額は微増減を繰り返しております。平成29年度はクレジットカード決済を導入したことにより、寄附金額は200万円台となりましたが、平成30年度は一部の団体において趣旨に反する返礼品が送付されていたことから、総務省より一定のルールが示され、本町においても返礼品を寄附額の3割以内に見直したことが影響し、寄附金額が200万円を切る結果となりました。

そこで令和元年度では、返礼品の見直しを行い、またキャッシュレスでの寄附を可能にするため、ふるさと納税をしていただけるサイトに「さとふる」を追加いたしました。そしてまた、返礼品のデザイン雪駄が多くのメディアに取り上げられたこともあり、前年比で約倍の375万円の寄附をいただくことができました。

議員のおっしゃるとおり、ふるさと納税は貴重な財源でもあることから、新たな寄附者の発掘だけでなく、過去にご寄附いただいた方々にパンフレット等を送付し、リピーターになっていただけるよう、積極的にアピールすることや、ホームページ、フェイスブック、LINE等のSNSを活用し、三郷町の魅力を今まで以上に発信していきたいと考えております。

一方、ふるさと納税はSDGsのゴールの17番、「パートナーシップで目標達成しよう」にも該当することから、地場産業品の製造販売や6次産業化により、特産品を開発される方々と協力し、まちづくり総合戦略にある特産品等を活用した新たな商品の開発や販路拡大への支援につなげられるよう、新たに開発される農産物や商品を積極的に返礼品としてラインナップし、その魅力やこだわりを全国にアピールしていきたいと考えております。

また、ふるさと納税のサイトにつきましては、ほかにも数多くあるので、他の自治体での効果も検証し、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（伊藤勇二） 澤議員、再質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） ご答弁ありがとうございました。データによりますと返礼品の件数が多い市町村は、寄附の額も多いことが表れていますので、返礼品を増やして、こまめな更新をお願いしたいと思います。

ところで、三郷町では、ふるさと納税の担当者は決まっているのでしょうか。実は20年度から30年度までのふるさと納税額が総務省のデータで見られまして、その中で、広陵町に注目しまして、広陵町の議員のほうにお聞きしましたら、外部からスペシャリストを投入され、データの分析管理を徹底し、返礼品数を増やすために業者を回り、商品開発に努めたところ、平成28年度には三郷町よりも額が少なかったのが、翌年の29年には三郷町の約3倍の752万5,000円に、そしてその翌年の30年度には、3,123万6,000円になっていて、効果が確実に表れていると言えらると思います。また、寄附の使い道では、漠然としたものではなく、平群町では、コミュニティーの事業ごとに細かく分けられていたり、生駒市では、「音楽のまち生駒」サポートコース、受動喫煙防止コースやイノシシから「生駒の農産物」を守ろうコースなど、インパクトのあるものもあり、用途が明確で寄附をしやすくなっていると感じました。

三郷町でも、従来の「町長おまかせ」までの使い道に加え、子ども食堂運営や、龍田古道、ホタリーナガーデン保全、そして、大和川七夕まつり、メルカート等のイベント用に、また、返礼品をコンサートに、コンサートへの招待にする三郷ウインドーオーケストラ。これって、個人名詞を出していいのか分からないんですけど、牧瀬ギター教室の、名前は言わんほうがいいんですかね。

（「みんな知ってるから」の声あり）

8番（澤 美穂）（登壇） 大丈夫ですか。宮川春菜さんをはじめとする若手音楽家への育成支援や、またスポーツ応援団などの寄附項目もつくっていただけたら、1年ごとに結果を見て、寄附項目の増減をしながら、いろいろな事業に補助ができるのではないかと考えますが、町としてのお考えはいかがでしょうか。ご答弁をお聞きしまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、担当者ということで、もちろん担当者は決まっておりますが、今ご指摘がありましたように、確かに他の市町村と比べて力が入っていないと言われたらそこはもう否めないところであるのかと反省するところがございます。これからもっと地場産業品というのをもっと活用するというところで、その辺りの魅力ある返礼品を発掘していくので、何とかラインナップ数をどんどん増やしていく。今、議員がおっしゃるように、数があればその分確実に額も上がってくるだろうとい

う実績もありますので、その辺りをしっかりと進めていきたいなど。また、今開発されています、ネームバリューもあります近大のメロンであったり、そういうものが、もしも出来上がるのであれば人気も出るのではないかと、そういうようなことも考えております。

それからまた、サイト等にいろいろ不備があるところがございますので、その辺りは十分猛省いたしまして、今後しっかりと努めてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。8番、澤 美穂議員。澤議員。

8番（澤 美穂）（登壇） 続きまして、2問目、運転免許証自主返納支援事業についてお伺いいたします。

三郷町では、平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納され、運転経歴証明書の交付を受けた三郷町民を対象に、三郷町乗合タクシー利用券を配付されています。令和2年4月14日の時点で、奈良県下12市1町のみが独自に行っている取り組みで、その中に三郷町が入っていることは、町民としてとてもうれしいことです。こちらは、平成29年9月22日に三郷町運転免許証自主返納支援事業実施要綱で定められ、同年10月1日から施行し、4月1日にさかのぼって適用していただいております。

要綱によりますと、奈良県では県内在住の65歳以上と条件がつけられている中、三郷町では年齢制限がないことや、乗合タクシー利用券300円券を30枚つづりで総額9,000円と他市町に比較してもサービスのには優遇されていると理解していますが、乗合タクシーを利用されない方にとっては全く価値を感じていただけないようです。乗合タクシーを利用する場合は、王寺駅までの利用に限られている方もあり、その場合の料金は500円で、お釣りが出ない。町内での利用はしないので、もったいないからよく利用されている方に差し上げようにも、お名前が入っているか何かで譲渡することもできない。また、有効期限があり、発行を待っていただけるものの、使用するときが来ると思えないとの意見もあります。

必要がないならもらわなければいいと思われるかもしれませんが、長年持っていた免許証を手放す、背中を押すきっかけになっていないのではないのでしょうか。三郷町は他市町と比べても、年齢制限なし、金額においても優遇されているのに、

それをご理解いただかず、ただただ使い勝手が悪いと思われているのは非常に残念です。

三郷町としては、2011年、平成23年12月から運用された乗合タクシーの利用を促す目的でタクシー利用券を配付されたのではと思いますが、もうその役目は果たされているものと考えます。乗合タクシーを利用していただく方には、これからもどんどん利用していただいて、利用されない方には、せめて、他市町と同額の5,000円分のICカード等の選択肢を増やすことができないでしょうか。ICOCAなどのICカードは買物ができるので、本来の趣旨から外れた利用をされることもあるかもしれませんが、電車だけではなく、町内を走る奈良交通バスでも使用できますし、何よりも4,000円安く、喜んで返納していただけるなら、三郷町にとっても悪い話ではないと思います。自主返納を増やすための選択肢としていかがお考えでしょうか。お願いいたします。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 澤議員から2問目を頂きました。その前に先ほど清掃センターの職員への感謝のメッセージ、どうもありがとうございます。担当部長としてお礼申し上げます。職員にも後ほど伝えさせていただきますので。すいません。

では、2問目の質問のほうの回答をしていきたいと思います。

澤議員からご質問いただきました、運転免許証の自主返納支援事業につきましては、奈良県警における高齢者運転免許証自主返納支援制度として、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書交付を受けた方であれば、奈良県タクシー協会加盟タクシーの運賃が1割引で利用できるほか、奈良交通ゴールド倶楽部定期券、1年券ですけれども、が無料交付される等の制度があります。

三郷町におきましては、高齢者ドライバーの交通事故を防止することを目的とした、奈良県警の高齢者運転免許証自主返納支援制度に賛同し、運転に不安を感じているドライバーの方が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりに資するため事業を開始したものです。

先ほど澤議員のほうからご説明いただきましたけれども、平成29年4月1日以降に、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方で、三郷町に住民登録があり、予約制乗合タクシーの利用登録をされている方を対象に、平成29年10月から、「さんごうドライブ勇退券」300円の券を30枚、9,

000円分ですけれども配付しているところです。これは三郷町は公共交通施策として取り組んでいる予約制乗合タクシーについてさらなる利用促進を図ることも考慮して、支援制度を設計したものです。

県内市町村の中でバスカードに類するものとICカード等との選択ができる自治体は、王寺町、平群町など1市3町となっており、斑鳩町につきましては、ICカードICOCA、5,000円分を配付されています。一方、市町村独自の運転免許証自主返納支援事業につきましては、県内39市町村中12市町で独自の支援事業を実施しているものの、27市町村で未実施となっており、支援する市町村においては、高齢者や障がい者の福祉をうたった施策もあり、目的や内容にもばらつきがあるのが現状です。

三郷町としましては、奈良県警の交通安全施策への賛同と、町内の公共交通の維持という観点から、現行支援制度の継続が必要と考えておりますが、こうした県内各市町村の支援策や、奈良県警の動向を今後とも注視してまいります。

議員ご提案の、広く公共交通機関で利用できるカード類の配付につきましては、今まで以上に利用範囲が広がる選択肢を提供できるものであり、運転免許証自主返納の決断をより促す効果が見込めることから、導入の検討を進めてまいります。

以上です。

議長（伊藤勇二） 澤議員、再質問を許します。

8番（澤 美穂）（登壇） 前向きなご答弁、感謝いたします。現在この制度を利用されている方はどれぐらいいらっしゃるのか、また有効期限が2年ということで、有効期限が迫っているタクシー券をどのぐらい残っているのかを把握されているのでしょうか。今年3月から5月まで、外出自粛により、三郷町内の公共施設が閉鎖されていたために、タクシーを利用されていない方もいらっしゃるかと思います。この間の有効期限を延ばす措置を取っていただけるのか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、高齢者の免許証返納は、事故防止のために非常に有効だと思います。しかしながら、車は大事な足であり、車がなくなると、生活に支障を来されたり、おっくうになって外出をされなくなることも考えられます。三郷町は生涯現役促進地域連携事業とし、高年齢者の能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整備することを目指されています。その際の移動手段としての車、また、先ほども話題になりましたが、東日本大震災のニュースでご覧になられた

方も多いかと思いますが、いろいろと課題はある中、車は移動可能な個々の避難所として非常に多く使われておりました。特にコロナ禍の今、大規模災害が起こった場合、密にならない手段としての車内での避難も有効だと考えます。

高齢者の事故の多くがアクセルとブレーキペダルの踏み間違いによるものことから、昨年12月議会で先山議員がご質問された、車誤発信防止装置の助成については、後付け装置に対しても国から2万円の補助金がつくことになり、あるお店では、今年の3月9日から対象車が200車種に「ペダルの見張り番2」という装置が2万4,000円程度でつけられることになりました。12月議会での佐藤部長のご答弁では、なかなか進まない自主返納の現状とお答えでしたので、もしかしたら今後も、返納する人がなかなか増えない場合もあると思います。増えない場合は、事故を起こさせない仕組みについてもお考えをいただいて、国の補助金に加えて、三郷町からの助成も、例えば、年に1回必ずフレイル健診の受診をすることを条件に、助成金を出すことも検討いただければと思います。

ご答弁をいただきまして、私の2問目の質問を終わらせていただきます。

議長（伊藤勇二） 佐藤環境整備部長。

環境整備部長（佐藤 忍）（登壇） 澤議員の再質問についてお答えします。

まず自主返納の実績というか、今回の三郷町が行ってる事業の実績ですけれども、平成29年度が47人、30年度が57人、令和元年度、このときにちょっと増えてるんですけど82人となっております。実績はそんな形にはなっております。

コロナで利用する機会が減ってるので、残っている券の有効期限を延ばすということに関してはちょっとまだ何も検討もしてなかったところですので、どういふふうなことができるのかというのは考えてみたいとは思っております。

車の安全装置、前の議会で答弁のほうを、先山議員から質問を頂いてお答えさせてもらってますけれども、実際ね、安全装置は各社取りそろえて、国も助成しているという中で、これから乗り続けていこうという人が増える可能性はあるでしょうし、今後自動運転等の、どこまで進むのか分かりませんが、そういった関連での車の、生涯車に乗れるような時代が来るのかもしれないけれども、そういったことにつきまして、ちょっと今は知見も持っておりませんので、お答えはすいません、控えさせていただきます。

あと、フレイル健診等の話もちょっと今の自動車の関係とともにちょっとお答

えのほうはできかねますので、お許してください。

以上です。

議長（伊藤勇二） 8番、澤 美穂議員の質問は以上をもって終結します。

7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しを頂きまして、私からは、学校の長期休暇中の放課後児童クラブにおける昼食提供についてということで質問をさせていただきます。

長期休暇中、とりわけ夏休みなんですけども、そちらにおける三郷町の放課後児童クラブでは、児童が各自お弁当を持参して昼食として食べている状況です。ところが、保護者からは、お弁当を毎日用意するのは大変だという声が寄せられております。また、夏休みには朝から持って行って部屋の中に置いておかれるということなんですけども、夏のことでですので食中毒を心配される方というのもしゃいますし、栄養バランスを考慮された給食が長期にわたって実施されないこととなるために、長期休暇中に栄養の状況が悪くなるという児童もいることも考えられます。

そこで、このような保護者の負担の軽減と栄養バランスの取れた安全な食事を子どもたちに通年で提供する趣旨で、長期休暇中の放課後児童クラブにおいて昼食を提供いただきませんかという提案です。

栄養バランスや温かさなどの点で一番優れているのが、学期中のように、学校給食センターで調理をして提供する方法だというふうに考えられますが、それ以外の方法でも、例えばクラブで親の注文を取りまとめ、業者に弁当を注文する方法、場合によっては保護者が個別に注文したものをクラブのほうで受領して配付するという方法も考えられるかと思えます。いろいろ選択肢があると思うんですけども、ぜひふさわしい方法を検討いただきまして、可能であれば、次の長期休暇に何らかの方法で昼食を提供いただけることを期待いたしますが、町の見解をお聞きしたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、木谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、放課後児童クラブでは、夏休みなどの長期休暇中、保護者が作るお弁当を昼食として持参していただいております。ご要望のとおり、給食を提供するこ

とを前提に考えてみますと、保護者のニーズとして、まず、毎朝の弁当づくりが大変であること。また、学校給食のように栄養バランスの摂れた温かい給食を提供してほしいと希望される保護者が多いということは、理解できるところであります。

しかしながら、放課後児童クラブにおいて給食を提供するためには、長期休業中の給食センターを再開しなければなりません。給食センターでは、毎年、長期休暇中を利用して機器のメンテナンスや床洗浄、換気扇や窓ガラス等の清掃業務を行っており、これらの業務ができなくなると、本来の給食センターの運営に支障を来すこととなります。

また、食材の購入では、2週間前に業者発注する必要があり、給食の当日キャンセルや欠席などの対応が困難となり、保護者からキャンセル料を徴収することにもなります。さらに、調理を行うには食材購入費や調理委託費、運搬費、光熱水費など多額の予算が必要となり、アレルギー対応など命に関わる問題点も解決しなければなりません。

それ以外の方法として、放課後児童クラブの指導員が保護者の注文を取りまとめ、弁当を発注する方法や、保護者が個別に注文した弁当を指導員が受領し、配付する方法などのご提案をいただきました。

指導員の意見も踏まえ検討した結果、本町といたしましては、保護者から預かる弁当代の金銭管理や、毎朝取りまとめる膨大な数の注文など、指導員の負担が今まで以上に大きくなることを危惧しているところであります。

以上のことから、本町といたしましては、長期休暇中における放課後児童クラブでの昼食の提供は困難であると考えております。保護者の皆様方には大変ご負担をおかけいたしますが、引き続き、各自でお弁当を持参いただきますよう、ご協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長（伊藤勇二） 木谷議員、再質問を許します。

7番（木谷慎一郎）（登壇） まず、幾つかご提案させていただきました中の給食センターの件に関しては、メンテナンスが必要であるというところで、発注のスパンと申しますか、その都合というところが大きいということでご答弁いただきまして、その点は大変理解ができるところで、なかなか難しいんだろうと、当初から予想しておりましたけれども、そのようなお答えをいただきました。これに

関してはもうやむを得ないかなというふうに考えます。

あと二つ、注文のほうを取りまとめていただくという形で何とかというふうに考えておったんですけども、それに関してはちょっと、やはり何といたしますか。今の指導員の方々の体制ではちょっと難しいというようなお答えであったというふうに考えます。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためということで、三郷町におきましても長期間にわたって休校措置が取られてきましたけども、その休校期間中に、もともと予想してなかったような長期間子どもたちを指導し、見守ってくださいました指導員の皆様には、本当に私も一保護者として深く感謝申し上げたいというふうに考えております。

そのような中で、今回のような指導員の方のお仕事に関わる提案をすることになったというところが、若干間の悪かった面があるかなというふうに考えております。今はまだ具体的にお話をできる段階ではないんですけども、私としては今後民間運営のものを、放課後児童クラブを含めたほかのクラブの事例等を研究しまして、そういう注文のIT化を含めました、現実的に実施可能な提案がまとまりましたら、また改めてご提案を差し上げたいと思いますので、ご検討いただけたら幸いです。

ただ新型コロナウイルスの影響によって当面経済が停滞した状態が続くものと見られていますけども、そうなれば新たに職を探すことになる保護者も増えて、児童クラブの入所需要も高まっていくことが予想されるところであります。

今は町としてコロナウイルスの緊急対策に全力を尽くしていただいているところなんですけども、ひと段落した後は、今回の質問内容や制度も含めて、仕事と子育ての両立支援をさらに進めていただき、子どもを持ちたい方の希望を最大限後押しできる三郷町となれることを、なっただけのことを祈念いたしまして、質問を締めさせていただきます。ありがとうございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終了します。

10番、辰己圭一議員。辰己議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、最後のトリということで、皆さんお疲れだと思いますけど、もうしばらくお付き合いのほどよろしくをお願いします。

それでは、通告書を基に、三郷町の独自支援（新型コロナウイルス感染症防止対策等）について、質問させていただきます。

三郷町は、新型コロナウイルス感染症対策事業の独自支援として、子育て世帯、ゼロ歳から新高校1年生を対象として、1人につき1万5,000円を給付することをはじめ、地方創生臨時交付金約1億1,700万円を活用しまして、17事業もの支援を決定いたしました。正直思っていた以上にたくさんの手厚い支援策を実施することになり、本当に評価できるものだと思いますが、これはたしか、提出期限の先行受付が先月の5月の20日で、最終受付は29日の金曜日、お昼の12時までだったと思うんですけども、本当に時間のない中、町長をはじめ、各担当課の方々にはご苦勞をおかけしたと思います。感謝申し上げます。

今、緊急事態宣言が全面的に解除され、感染防止の取組を進めつつ、事業活動を再開していく必要がありますが、完全な日常を取り戻すにはまだまだ時間がかかる状況で、今後予想される感染拡大の第2波、第3波の不安が高まっており、いまだに予断を許さない状況にあります。この三郷町でも影響を受けた町民の様々な生活、そして、町民生活を支えている企業や小規模事業者、また、医療福祉サービスを提供し続けている各事業者の事業継続に対する支援がまだまだ必要な方がおられると思います。

その中、政府は、引き続き事業者の方や雇用をしっかりと守り抜くとともに、感染拡大の第2波のおそれに備えておく必要があるという考えで、先月の27日に、第2次補正予算案を閣議決定し、早ければ来週にも成立する見込みだと言われております。その中で、自治体向けの地方創生臨時交付金を2兆円増額されると言われており、使い道も地域経済の回復支援に充てるほか、自治体の休業要請に応じた事業者を支払う協力金の財源に活用することも認める方針であります。この第2次補正予算の成立後の地方創生臨時交付金、僕が勝手に思っているんですけども、前回は1億1,000ちょっとだったので、2億ちょっと入ってくるのかなと思ってるんですけども、その臨時交付金を見込みまして、新型コロナ対策の三郷町独自支援第2弾を、私から提案をさせていただきます。町のほうでも、また新たに支援策を考えておられるかとは思いますが、私から九つのことを提案させていただきます。

一つ目、新型コロナウイルスの影響を受けて、離職や収入がなくなった方に、町営住宅を一時的に無償で提供する。もう少し詳しく言いますと、仕事や収入が

なくなり、住居を失うおそれがある人や、何らかの理由でインターネットカフェで寝泊まりされている方がおられると思いますけれども、そういった方に、就職先が決まるまで安心して暮らせるように、町営住宅を一時的に無償で提供する。

2点目、児童・生徒の学校給食を期間限定で無償化、共働きの家庭も多い中、新型コロナウイルスの影響を受けて、派遣やバイトの仕事も打ち切られた人もたくさんおられ、様々な負担の増している子育て世代への経済的支援として提案します。

3点目、町内の老人ホームやグループホーム、そしてちいろば園などの障害者施設等への感染予防対策として、非接触型体温計の購入経費を補助。

4点目、中小企業、個人事業主の方で、休業要請に応じた、また、酒類の提供時間短縮に協力、もしくは休業要請対象外で自主的に休業された方や営業時間を短縮された方への支援金の支給。これは、三郷町独自支援で、県または町から休業要請を受けた事業者に対しては協力金を給付することが決まっておりますけれども、ただ、分かっていたきたいのは、休業要請を受けていない、例えばもともと午後8時まで営業しておられない喫茶店や飲食店など、町内には複数店舗がありまして、現に4月25日から5月6日までの期間もそうですけれども、緊急事態宣言が解除となった14日まで、時間を短縮してお昼でお店を閉められたり、あるいは、自主的に臨時休業されたお店が、これは実際にあります。こういった事業の皆さんにも、感染拡大防止に役立っているのは間違いないと思います。当然、売上げも減り、苦勞されているのは一緒だと思います。ですので、休業要請対象外の事業者の方にも支援が必要だと思います。

5点目、休業要請に応じた事業者の光熱費や家賃の支援。休業要請を解除されても、客足が戻るまでは時間がかかると思われます。光熱費の猶予はあるものの、売上げが減っている事業所の家賃はかなり負担になっており、事業継続を支援することが大事だと思います。できれば休業要請対象外の事業者の家賃支援もお願いしたいところでございます。

次に、6点目、新型コロナウイルス関連の融資、信用保証協会や日本政策金融公庫を受けた事業者の支援金の支給。これは、臨時交付金の使途をよくよく調べてみると、貸付金または保証金は充当しないこととされていますが、利子補給金または信用保証料補助には充当可能とされているので、こういった制度の支援を提案いたします。

7 点目、雇用調整助成金の申請をされて、社会保険労務士に委託料を支払った費用の一部を補助。現在、1 人 1 日当たり 8, 3 3 0 円となっている上限額を 1 万 5, 0 0 0 円、月額で見ると 3 3 万円に引き上げられておりますけども、上限額や助成率の引上げの特例が適用される期間は、今年 4 月から 6 月の末までとしていましたが、これを 9 月末まで延長し、解雇を行わない中小企業には全額を助成することが決定しました。この雇用調整助成金、自分でこれ申請するのがなかなかちょっと大変な作業で、仕事の合間にできるようなものでもありませんし、やはり確実に不備のないよう申請するのであれば、社労士等に委託するのが確実だと思います。ただ委託料は成功報酬の 1 0 % から 1 5 % ぐらいですかね、ぐらい支払わないといけないと思うので、結構負担になります。ですので、委託料の一部の補助を提案します。

次に、8 点目。無利子無担保の融資。風営法で融資の対象外となった人の支援の提案ですけども、これもう少しちょっと詳しく言いますと、接待飲食等営業の 1 号営業に当たる職種の種類のものなんですけども、実はこれ私の知り合いで、大阪の北新地でクラブを経営されている人がおるんですけども、新型コロナウイルス対策の特別融資で日本政策金融公庫に、僕から紹介させてもらったんですけども、相談を電話でされたんですけども、高級クラブは対象外ということを言われまして、何と電話口で断られたそうです。そこで、私も不審に思って、直接その信用保証協会と金融公庫に問い合わせたところ、同じような答えが返ってきました。その後、財務省に、ある方を通じて問合せをさせていただきました。来たその返答がどっちつかずの返答で、正直よく理解できませんでした。町内にはキャバクラやクラブを営まれてる方が数名おられると思いますけども、確かに普段はそれはもうけも大きいでしょうけども、休業要請が出てからの数か月は全くやっぱり収入もなく、人件費や家賃をいまだに払い続けておられるそうです。やはりそういった方々にも支援の手を差し伸べるべきだと考えます。

最後になりますけども、新型コロナウイルス感染症対策基金の設置ということで、感染の拡大防止や町民生活の支援などを目的とした事業の財源としての活用ですけども、県は、医療従事者等への支援として基金を設置しており、現在 5, 7 0 0 万ほどですかね、寄附金が集まっているそうですけども、それはそれで正直必要だと思います。ただ、町内の方からは、中にはこんな意見もありまして、どっちかいうとやっぱり町民の困ってる人に寄附したい。そういう方もおられると

いうのも分かっていたいただければと思います。ふるさとチョイスなどのクラウドファンディングもいいのですが、中にはその言葉すら分からない人がおられて、それに手続きができない人もおられると思うので、もしあれでしたらそのクラウドファンディングと同時に、例えば役場に募金箱を設置されてはどうかと思います。そうすることによって、簡単に協力もできますし、中には匿名希望の方も、匿名希望で協力したいという方もおられると思うので、ぜひ活用していただけたらと思います。

以上、九つのことを提案させていただきます。長々と提案しましたが、財源が、いくら臨時交付金が入ってくるからといって財源が無限にあるわけではないので、それぞれご検討いただいたとは思いますが、町としての考えを聞かせていただきたいと思います。期待しております。

議長（伊藤勇二） 池田副町長。

副町長（池田朝博）（登壇） それでは、辰己議員のご質問にお答えをしていきたいと思っております。大変期待を持ってのご質問ということでおっしゃっていただいているのですが、その期待に応えられるような回答になるかどうかは、聞いてからご判断いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染症に関する状況でありますとか、感染症対策として講じられている国の施策などに関しましては、既に議員各位もご承知のことだと思いますので、ここで改めてご説明させていただくことは省略をさせていただきます。

また、感染拡大の影響を受け、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な対策を実施する「新型のウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」での本町独自の取り組みにつきましても、既にその内容を森町長から説明させていただいておりますので、それらの施策に関連する質問項目に関しまして、お答えは割愛をさせていただき、それ以外のご質問につきましても、私のほうから回答申し上げたいというふうに思います。

まず最初に、町営住宅の一時的な無償提供についてでございます。本町では、平成29年の台風21号での被災者に対しまして、無償提供を実施した前例がございます。今回も、奈良県から、新型コロナウイルス感染症により収入が激減し、住宅に困窮することとなった方への住宅の無償提供依頼が県からございましたので、本町から即時入居可能な町営住宅1部屋分を無償提供できるよう、受入れ態

勢を現在整えております。

次に、学校給食費の期間限定での無償化でございます。本町では、議員もご承知のとおり、今回の小・中学校の臨時休校に伴いまして、所得が一定の基準に満たない、いわゆる準要保護世帯の方々に対しまして、休校期間中の昼食費の負担を考慮して、3月から5月分の昼食費支給を行ったところでございます。しかしながら、この対策は生活が困窮する世帯への支援方策として実施をしたもので、全ての児童・生徒世帯に対しまして、期限を限定してとはいうものの、学校給食費を無償化にするという件に関しましては、現在のところ考えが至っていないというのが現状でございます。

次に、3点目の老人ホームや障がい者施設への感染予防対策でございます。高齢者施設・障がい者施設へは、既にマスク等の感染予防用品を配付させていただいておりますが、非接触型体温計の購入経費の補助につきましては、現在実施ができておりません。今後、新型コロナウイルス感染症対策として、国から様々な緊急対策に関する交付金等が示されてくるであろうと思われまますので、そういうご希望が多いということであれば、その折に再度検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目、事業者等への支援策でございますが、既に町独自の支援策として実施を予定しておりますので、回答というものは、もうご存じのとおりだと思います。ただ、休業要請を受けておられない事業所への支援ということでございますが、既に決定している事項は、休業要請等を受けた事業所を対象としているものですから、まず、第1次の交付金事業としては検討しておりませんし、今のところはまだ全くの未定ということで、これに関しては今の段階では実施ができていないというのが現状でございます。

次に、5点目、休業要請に応じた事業者への光熱費や家賃の支援についてでございますけども、国の追加経済対策の中に、家賃負担軽減対策が盛り込まれておるといふふうに聞いておりますので、その中での対応かというふうに考えております。

6点目、融資を受けた事業者への支援ということで、奈良県の制度融資による金利・保証料を奈良県が負担することが実質上の支援に当たるのではないかとということで、三郷町独自の支援というのは今のところ考えてはおりません。

7点目、雇用調整助成金申請に伴う負担への補助でございます。これまで、当

初は何か記載事項が大変多くて申請が複雑でなかなか思うように進まない、申請しにくいと、だから社労士やそういう専門家に任すというようなことが中にはあったというふうに聞くわけですが、国では申請手続を簡略化し利用しやすくするというようなことで、改善方策が取られているということから、事業者への負担はこれまでよりは軽減されるので、それに係る助成ということは現段階では考えておりません。

8点目、風営法で融資の対象外となった事業者への支援は、5月15日付で対象外業種の取扱いが変更され、遊興、飲食店やパチンコ屋、場外馬券売場等が信用保証の対象業種となり、風営法の規定に基づく業種につきましても、奈良県の制度融資をご利用いただけるようになったと聞いております。これらのことから町独自の事業者への支援は限られたものとなりますけれども、国や県の給付金や助成金、条件が緩和されている融資制度など様々な支援策を組み合わせ活用いただき、この苦境を乗り切っていただければと切に願っているところでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策基金の設置でございます。今回のように唐突に対策を講じなければならない事象がいつ発生するか分かりませんが、災害も含め、万一の場合の急な行政需要に即座に対応するため、一般会計に予備費を計上するとともに、需要額が多額に及ぶ場合は、財政調整基金の繰入運用も視野に入れております。このことから、感染症対策に特化した新たな基金の創設は行わず、必要な場合には、予備費や財政調整基金からの活用を考えていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回の町独自の対応方策は万全とは考えておりません。議員もおっしゃっておられるとおり、限られた財源を有効に活用していかなければならないわけで、今後も有効に、それこそ、適切に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 辰己議員、再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） ただいま池田副町長から、一つ一つ丁寧に答弁いただきましたけれども、あれやこれと注文をつけましたけれども、今後臨時交付金が新たに入ってくれば、そこでまた町民さんの意見も含めて、町としてまた柔軟に対応していただけるのかなとは思いますが、やっぱり新型コロナウイルスの影響を受けた町民の方や事業者の方々が今後しっかりと生活できるよう、町としてサポートしていただきたいなと思っております。

早く元に戻ることを願うばかりですけども、各事業者の皆さんも、一円でも多く稼いでいただいて、一円でも多く税金を納めていただいて経済が回っていくようになればと思いますので、今後ですけども、町の独自支援に期待をいたしまして、私からの質問を終えたいと思います。

議長（伊藤勇二） 10番、辰己議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 3時54分